

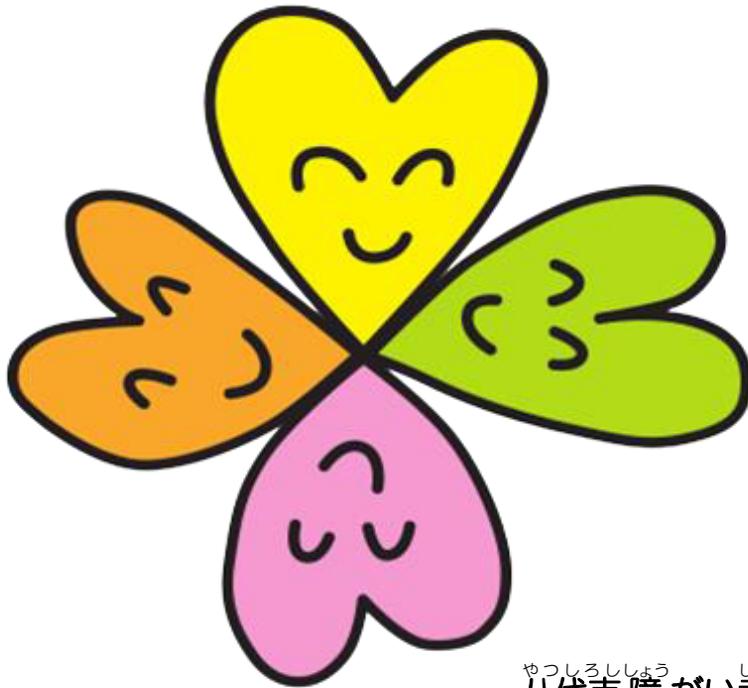
れいわ ねんどばん  
(令和7年度版)

しょう

ふくし

# 障がい福祉

# ガイドブック



やつしろししょう しゃ  
八代市障がい者サポーター  
シンボルマーク

やつしろし  
八代市

# はじめに

この冊子は、八代市にお住まいの障がいのある方やそのご家族が、住みなれた地域で安心して暮らせるために、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく各種制度や障がい福祉に係るさまざまな本市のサービスを盛り込んでいます。

本冊子が、障がいのある方やそのご家族の方の暮らしのガイドになるとともに、多くの方に障がい者福祉について考えていただくきっかけになれば幸いです。

なお、本冊子の掲載内容については、編集後の制度改正などから事業の内容が異なる場合があります。最新の情報については、各項目の二次元バーコードによりご確認ください。

また、各制度の対象者や自己負担については、一般的内容を記載していますので、各制度の利用を検討される場合は、それぞれの「問合せ先」や「窓口」に内容を十分確認されますようお願いいたします。

## 「障がい」の表記について

本冊子では、法律名や法律上の名称等を除き、「障害」の表記をせずに「障がい」と一部ひらがな表記にしています。

「害」という字は、身体障害者福祉法制定の際に「礙」や「碍」（礙の俗字）が当用漢字の制限上、使用できなくなったため、代わりに使用されるようになったとされています。しかし、この字は、「害悪」「公害」等否定的で「負」のイメージが強く、別の言葉で表現すべきとの意見もあり、かかる理由から適切ではないと考えます。

この表記が、必ずしも一番適切な表現であるとは言えないかもしれませんが、少しでも障がいを理由とした差別や偏見をなくし、心のバリアフリーを推進するという観点からも改めることとしました。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 情報の見方

ここでは、対象となる障がいの種類等を表示しています。内容によっては障がいの種別や等級などの要件がありますので、本文も必ずご確認ください

## 〇〇購入費の助成

身 療 精 難 他

お問い合わせの際は、こちらに書かれている項目名をお伝えいただくとスムーズです

- 身 身体障害者手帳をお持ちの方
- 療 療育手帳をお持ちの方
- 精 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 難 難病の方
- 他 上記以外にそれぞれの制度の要件を満たす方

相談

障がい福祉に関する相談支援... 1
基幹相談支援センター... 1
福祉サービス利用に関する相談支援... 1
障がい者虐待防止センター... 2
仕事についての相談... 2
発達障がいについての相談... 2
お子さんの発達についての相談... 2
障がい者相談員... 2
市民相談室... 3

障がい者手帳の交付

身体障害者手帳... 4
療育手帳... 5
精神障害者保健福祉手帳... 6
障がい者に関するマーク... 7

日常生活の支援

障害者総合支援法と障害福祉サービス... 8
障害福祉サービス等の種類... 9
障害福祉サービスを利用するまでのながれ... 11
障害福祉サービスを利用したときの費用... 12
訪問入浴サービス... 13
移動支援... 13
地域活動支援センター... 14
日中一時支援事業... 15
障害児通所支援... 16
障害児入所支援... 16
障害児通所支援を利用するまでのながれ... 17
障害児通所支援を利用したときの費用... 18

手当・年金

特別児童扶養手当... 19
障害児福祉手当... 20
特別障害者手当... 20
児童扶養手当... 21
障害基礎年金... 21
障害厚生年金... 22
熊本県心身障がい者扶養共済制度... 22
生活福祉資金貸付事業... 22

医療制度

自立支援医療制度（精神通院医療）... 23
自立支援医療制度（更生医療）... 24
自立支援医療制度（育成医療）... 25
重度心身障がい者医療費助成... 26
指定難病の医療費助成... 26
小児慢性特定疾病の医療費助成... 26

その他の助成

自動車運転免許取得費の助成... 27
自動車改造費の助成... 27
緊急通報装置のレンタル... 27
在宅の方への住宅改造経費の助成... 28

福祉用具

日常生活用具... 29
補装具... 31
軽度・中程度の聴覚障がい児への補聴器の購入費の助成... 32
在宅の小児慢性特定疾病の方への用具費の助成... 32

税の減免制度

所得税・住民税の障害者控除... 33
相続税の障害者控除... 33
軽自動車税の減免... 34
普通自動車税の減免... 35
少額貯蓄の非課税制度（マル優）... 35

料金の割引制度やサービス等

NHK放送受信料の減免... 36
有料道路通行料の割引... 36
タクシー運賃の割引... 37
バス・乗合タクシー運賃の割引... 37
航空運賃の割引... 37
JR九州運賃の割引... 37
八代市立施設の使用料の減免... 38
肥薩おれんじ鉄道の運賃割引... 38
映画鑑賞料の割引... 38
携帯電話の割引... 38
青い鳥郵便葉書の無償配布... 38

その他のサービス

障がい者等用駐車場の利用証... 39
駐車禁止区域における駐車... 40
やつしろバリアフリーマップ... 40
NET119緊急通報システム... 40
郵便による投票... 40
車いすの無料貸出... 41
点字・録音図書等の郵送貸出... 41
成年後見制度... 41
地域福祉権利擁護事業... 42
避難行動要支援者登録制度... 42
手話や要約筆記によるコミュニケーション支援... 42
失語症の方へのコミュニケーション支援... 43
八代市障がい者サポーター制度... 44

施設の連絡先一覧

ヘルプカード... 50

# 障がい種別・等級別 該当制度一覧

※障がい者手帳の「等級」や「障がい名」をご確認ください

○: おおむね該当

(年齢や所得の制限がある場合があります。本文を確認のうえ直接お問い合わせください。)

△: 一部該当(本文を確認のうえ、直接お問い合わせください)

障がい者手帳の種別・等級	手当・年金					医療制度					その他の助成・福祉用具							
	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	児童扶養手当	障害年金	熊本県心身障がい者扶養共済制度	生活福祉資金貸付事業	自立支援医療(精神通院医療)	自立支援医療(更生医療)	自立支援医療(育成医療)	重度心身障がい者医療費助成	自動車運転転免許取得費の助成	自動車改造経費の助成	緊急通報装置のレンタル	在宅の方への住宅改造経費の助成	日常生活用具	補装具	聴覚障がい児への補聴器購入費の助成
掲載ページ	19	20	20	21	21 22	22	22	23	24	25	26	27	27	27	28	29	31	32
身体	1~2級	中度以上	日常生活に常	日常生活に常	父または母が一定	国民年金法による障がい等級表の1~2級該当者	○	△	指定医師の意見書による		○	○	△	△				軽度・中程度の聴覚障がい児
	3~6級	中度以上	日常生活に常	日常生活に常	父または母が一定	国民年金法による障がい等級表の1~2級該当者	○	△	指定医師の意見書による		○	○	△	△				軽度・中程度の聴覚障がい児
	視覚	中度以上	日常生活に常	日常生活に常	父または母が一定	国民年金法による障がい等級表の1~2級該当者			指定医師の意見書による	△	△					△	△	軽度・中程度の聴覚障がい児
	聴覚・平衡機能	中度以上	日常生活に常	日常生活に常	父または母が一定	国民年金法による障がい等級表の1~2級該当者			指定医師の意見書による	△	△					△	△	軽度・中程度の聴覚障がい児
	音声・言語・そしゃく	中度以上	日常生活に常	日常生活に常	父または母が一定	国民年金法による障がい等級表の1~2級該当者			指定医師の意見書による	△	△					△	△	軽度・中程度の聴覚障がい児
	肢体不自由	中度以上	日常生活に常	日常生活に常	父または母が一定	国民年金法による障がい等級表の1~2級該当者			指定医師の意見書による	△	△		△			△	△	軽度・中程度の聴覚障がい児
	心臓機能	中度以上	日常生活に常	日常生活に常	父または母が一定	国民年金法による障がい等級表の1~2級該当者			指定医師の意見書による	△	△					△	△	軽度・中程度の聴覚障がい児
	じん臓機能	中度以上	日常生活に常	日常生活に常	父または母が一定	国民年金法による障がい等級表の1~2級該当者			指定医師の意見書による	△	△					△	△	軽度・中程度の聴覚障がい児
	呼吸器機能	中度以上	日常生活に常	日常生活に常	父または母が一定	国民年金法による障がい等級表の1~2級該当者			指定医師の意見書による	△	△					△	△	軽度・中程度の聴覚障がい児
	ぼうこう・直腸機能	中度以上	日常生活に常	日常生活に常	父または母が一定	国民年金法による障がい等級表の1~2級該当者			指定医師の意見書による	△	△					△	△	軽度・中程度の聴覚障がい児
	小腸機能	中度以上	日常生活に常	日常生活に常	父または母が一定	国民年金法による障がい等級表の1~2級該当者			指定医師の意見書による	△	△					△	△	軽度・中程度の聴覚障がい児
	免疫機能	中度以上	日常生活に常	日常生活に常	父または母が一定	国民年金法による障がい等級表の1~2級該当者			指定医師の意見書による	△	△					△	△	軽度・中程度の聴覚障がい児
	肝臓機能	中度以上	日常生活に常	日常生活に常	父または母が一定	国民年金法による障がい等級表の1~2級該当者			指定医師の意見書による	△	△					△	△	軽度・中程度の聴覚障がい児
療育	A1・A2	中度以上	日常生活に常	日常生活に常	父または母が一定	国民年金法による障がい等級表の1~2級該当者	○	△	指定医師の意見書による		○	○	△	△	△	△		軽度・中程度の聴覚障がい児
	B1・B2	中度以上	日常生活に常	日常生活に常	父または母が一定	国民年金法による障がい等級表の1~2級該当者	○	△	指定医師の意見書による		○	○				△		軽度・中程度の聴覚障がい児
精神	1級	中度以上	日常生活に常	日常生活に常	父または母が一定	国民年金法による障がい等級表の1~2級該当者	○	△	指定医師の意見書による		○	○	△	△				軽度・中程度の聴覚障がい児
	2~3級	中度以上	日常生活に常	日常生活に常	父または母が一定	国民年金法による障がい等級表の1~2級該当者	○	△	指定医師の意見書による		○	○		△	△			軽度・中程度の聴覚障がい児



障がい者手帳の種別・等級	税の減免		料金の割引制度やサービス等							その他のサービス														
	所得税・住民税の障害者控除	相続税の障害者控除	自動車税・軽自動車税の減免	少額貯蓄の非課税制度	NHK放送受信料の減免	有料道路通行料の割引	タクシー・バス・乗合タクシー・航空運賃の割引	JR九州・肥薩おれんじ鉄道の運賃割引	八代市立施設の使用料の減免	映画鑑賞料の割引	携帯電話の割引	青い鳥郵便葉書の無償配布	障がい者用駐車場の利用証	駐車禁止区域における駐車	郵便による投票	点字・録音図書の郵送貸出	地域福祉権利擁護事業	避難行動要支援者登録制度	手話や要約筆記によるコミュニケーション支援	失語症の方へのコミュニケーション支援				
掲載ページ	33	33	34 35	35	36	36	37	37 38	38	38	38	38	39	40	40	41	42	42	42	43				
1~2級	○	○		○	△	○	○	○	各施設の基準による	各映画館の基準による	各社の基準による	○					判断能力が十分にでない方	災害時の避難に支援を希望する方						
3~6級	○	○		○	△	○	○	○											△					
視覚			△		△										△	△			○	○				
聴覚・平衡機能			△		△										△	△							○	
音声・言語・そしゃく			△																				○	△
肢体不自由			△												△	△			○					
心臓機能			△												○	△								
じん臓機能			△												○	△								
呼吸器機能			△												○	△								
ぼうこう・直腸機能			△												○	△								
小腸機能			△												○	△								
免疫機能			△												○	△								
肝臓機能			△												○	△								
A1・A2	○	○	○	○	△	○	○	○				○	○	○			○							
B1・B2	○	○		○	△		○	○									○							
1級	○	○	○	○	△		△	△					○	○			○							
2~3級	○	○		○	△		△	△									○							

# そうだん 相談

## しょう ふくし かん そうだんしえん むりよう 障がい福祉に関する相談支援（無料）

こんなとき	しょう しょうてちやう しんせいほうほう ふくし りよう たの てつぎ 障がい者手帳の申請方法、どんな福祉サービスが利用できるのか、ヘルパーを頼むときの手続き が知りたい、申請書の書き方を教えてほしい、就職する前に訓練を受けたいなど、日常生活や福祉 サービスの利用について相談できます。お住まいのエリアの相談支援事業所へご連絡ください。			
そうだんさき 相談先	(エリア1) ひかわちやう どうよう 氷川町、東陽、 いづみ かがみ 泉、鏡	(エリア2) おおたごう しょうわ りゆうほう 太田郷、昭和、龍峯、 せんちやう やちわ 千丁、八千把	(エリア3) まつたか ぐんちく むぎしま 松高、郡築、麦島、 やつしろ たいよう 八代、代陽	(エリア4) うやなぎ こうだ こんごう みやじ 植柳、高田、金剛、宮地、 ひなぐ ふたみ さかもと 日奈久、二見、坂本
	そうだんしえんじぎょうしょ ひかわ 相談支援事業所 ひかわ	そうだんしえんじぎょうしょ すまいる 相談支援事業所 すまいる	そうだんしえんじぎょうしょ しおん 相談支援事業所 しおん	そうだんしえんじぎょうしょ えなん 相談支援事業所 えなん
	ひかわちやうみやほら 氷川町宮原1167-2 てんわ 電話 62-4081 そうだんいん 相談員 090-5730-7102 ふあつぷす FAX 62-4080 <small>(氷川学園相談支援事業所 風舎)</small>	たなかにしまち 田中西町11-2 てんわ 電話 45-9956 そうだんいん 相談員 080-9671-8918 ふあつぷす FAX 45-9956 <small>(地域生活相談支援センターすまいる)</small>	にしかたまち 西片町1717-1 てんわ 電話 090-2338-6072 そうだんいん 相談員 080-2773-8975 <small>(計画相談支援所 しおん)</small>	まつえほらまち 松江本町5-15 てんわ 電話 45-9012 そうだんいん 相談員 080-1786-6955 ふあつぷす FAX 45-9013 <small>(かねさこ荘相談支援事業所)</small>
	えいぎょうび じかん 営業日・時間 げつ きん しゅくじつ のぞ 月～金(祝日を除く) じはん じはん 8時半～17時半	えいぎょうび じかん 営業日・時間 げつ ど しゅくじつ のぞ 月～土(祝日を除く) じはん じ 8時半～17時	えいぎょうび じかん 営業日・時間 げつ ど しゅくじつ のぞ 月～土(祝日を除く) じはん じはん 8時半～17時半	えいぎょうび じかん 営業日・時間 げつ きん しゅくじつ のぞ 月～金(祝日を除く) じはん じはん 8時半～17時半
といあわ 問合せ	しょう しゃしえん か てんわ 障がい者支援課 電話 35-0294			

## きかんそうだんしえん むりよう 基幹相談支援センター（無料）

こんなとき	しょう ふくし かん ちいき ちゆうしんてき そうだんしえん 障がい福祉に関する地域の中心的な相談支援センターです ちいき そうだんしえんじぎょうしょ れんけい しょう しゅべつ かか せんもんてき そうごうてき 地域の相談支援事業所と連携し、障がいの種別に関わらず、専門的・総合的にさまざまな もんだい かいけつ む しえん おこな 問題の解決に向けた支援を行います
そうだんさき 相談先	やつしろけんいきしょう しゃきかんそうだんしえん てんわ 八代圏域障がい者基幹相談支援センターアクロス 電話 45-9577

## ふくし りよう かん そうだんしえん むりよう 福祉サービス利用に関する相談支援（無料）

こんなとき	ふくし しょうがいふくし しょうがいじつうしよしえんどう りよう 福祉サービス(障害福祉サービス、障害児通所支援等)はどんなものがあるのか、利用す るためにはどうしたらいいのかなどの相談ができます また、福祉サービスを利用する際の計画作成を行います (計画相談支援)
そうだんさき 相談先	していとくていそうだんしえんじぎょうしょ していしょうがいじそうだんしえんじぎょうしょ 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 (45ページ)

# そうだん 相談

## しょう しゃぎやくたいぼうし 障がい者虐待防止センター

こんなとき	しょう かた ぎやくたい かん つうほう しえん かん そうだん 障がいのある方への虐待に関する通報や支援に関する相談ができます
そうだんさき 相談先	やつしろししょう しゃぎやくたいぼうし しょう しゃしえん かない てんわ 八代市障がい者虐待防止センター（障がい者支援課内） 電話 35-0294

## しごと そうだん むりよう げんそくよやくせい 仕事についての相談(無料・原則予約制)

こんなとき	はたら しょう しゃ しゅうろう しゅうろう ともな にちじょうせいかつ 働きたいけどどうしたらいいかわからないなど、障がい者の就労や就労に伴う日常生活 のことに相談できます
そうだんさき 相談先	くまもとけんなんぶしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん ゆい てんわ 熊本県南部障害者就業・生活支援センター 結 電話 35-3313 (45ページ)

## はったつしょう そうだん むりよう よやくせい 発達障がいについての相談(無料・予約制)

こんなとき	はったつしょう しゃ じ かぞく せいかつじょう がっこうせいかつ しゅうろうとう 発達障がい者(児)やその家族が生活上のことや学校生活、就労等について 相談できます
そうだんさき 相談先	くまもとけんなんぶ はったつしょう しゃしえん 熊本県南部発達障がい者支援センター わるつ 電話 62-8839 (45ページ)



## こ はったつ そうだん むりよう よやくせい お子さんの発達についての相談(無料・予約制)

こんなとき	しゅうだんかつどう ながて い つた こ はったつ 集団活動が苦手、言いたいことがうまく伝えられないなど、お子さんの発達 や関わり方等について、家族やその支援者が相談できます
そうだんさき 相談先	じどうはったつしえん てんわ 児童発達支援センター のぞみ 電話 080-1782-3664 (45ページ)



## しょう しゃそうだんいん むりよう 障がい者相談員(無料)

こんなとき	じしん しょう しゃまた かぞく しょう かた けいけん もと 自身が障がい者又は家族に障がいがある方が、経験に基づくアドバイスを 受けたい場合など
そうだんさき 相談先	やつしろし いしよく しんたい ちてき かん そうだんいん 八代市が委嘱している身体と知的に関する相談員 (45ページ)



# そうだん 相談

## しみんそうだんしつ むりよう 市民相談室(無料)

<p>こんなとき</p>	<p>こま 困っていることや なや 悩みごとについて そうだん 相談できます</p>		
<p>そうだんこうもく 相談項目</p>	<p>しみんせいかつそうだん 市民生活相談 じょせい なや そうだん 女性の悩みごと相談 おやかていとうじりつしえんそうだん ひとり親家庭等自立支援相談</p>	<p>かいちようび 開庁日 9:00~17:00 しみんせいかつそうだん ※市民生活相談は 15:45  まで でんわ 電話 33-4452</p>	<p>じようちゆう そうだんいん たいおう 常駐の相談員が対応します</p>
	<p>しょうひせいかつ 消費生活センター</p>	<p>かいちようび 開庁日 9:00~17:00 もくようび ※木曜日のみ 9:00~19:00 でんわ 電話 33-4162</p>	
	<p>べんごしほうりつそうだん ようまやく 弁護士法律相談(要予約) しほうしよしほうりつそうだん 司法書士法律相談 ぎようせい そうだん 行政なんでも相談 しゃかいほけんろうむ ろうどうそうだん 社会保険労務・労働相談 ゆいごんそうだん 遺言相談 ぜいむそうだん 税務相談 しんたいしやう しゃそうだん 身体障がい者相談 じんけん しんぱい そうだん 人権・心配ごと相談 せいねんこうけんせいどそうだん 成年後見制度相談 たじゅうさいむそうだん 多重債務相談 けんちくそうだん 建築相談 にゆうかんもんだいそうだん 入管問題相談</p>	<p>べんごしほうりつそうだん じぜん 弁護士法律相談のみ 事前 よやくせい 予約制です そうだん び じかん 相談日と時間についてはお と あ 問い合わせください</p>	<p>かくぶんや せんもんか たいおう 各分野の専門家が対応しま す</p> <div data-bbox="1321 1323 1501 1491" style="text-align: right;">  </div>
<p>といあわ 問合せ</p>	<p>しみんかつどうせいさくか だんわ 市民活動政策課 電話 33-4482</p>		



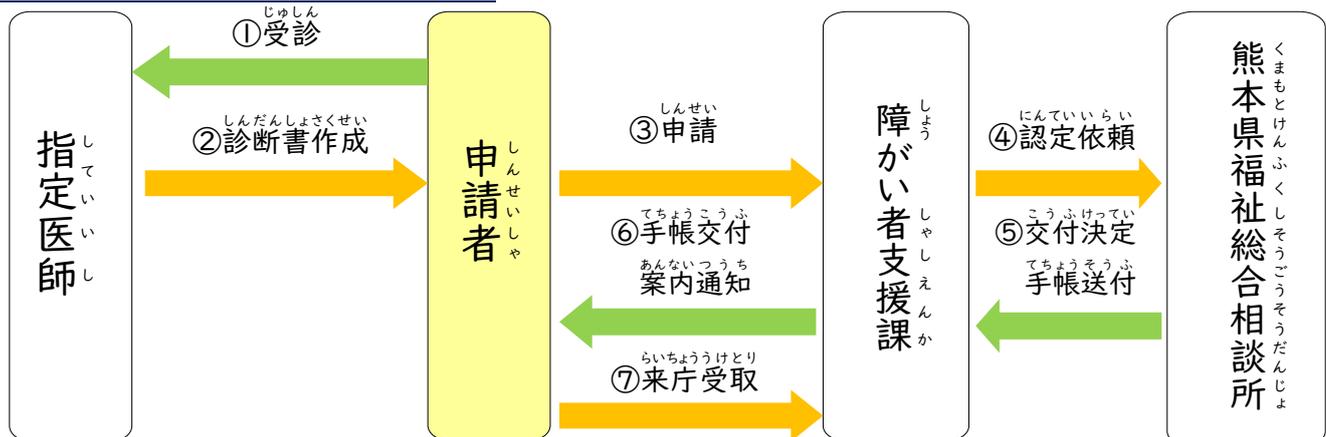
# しょう しゃてちょう こうふ 障がい者手帳の交付

しんたいしょうがいしゃてちょう <b>身体障害者手帳</b>		身
がいよう 概要	しんたい しょう かた かくしゅ こうてき う ふくし ぞうしん ほか こうふ 身体に障がいのある方が、各種の公的なサービスを受けるなど、福祉の増進を図るために交付 されるものです	
たいしょうしゃ 対象者	しんたい えいぞくてき しょう かた 身体に永続的な障がいのある方	
くぶん 区分	ていど おも きゅう から きゅう 程度が重いほうから1級から6級まで	
しよようきかん 所要期間	しんせい こうふ やく げつ ばあい かぎ 申請から交付まで、約2カ月（場合によってはこの限りではありません）	
うけとり 受取	てちょう こうふ けつてい ばあい つうちぶん じたく ゆうそう 手帳の交付が決定した場合、通知文をご自宅に郵送します らいちょう うえ てちょう う と さいせいどせつめい じかん ご来庁の上、手帳をお受け取りください。その際制度説明がありますので、時間に よゆう をもってお越しください	
まどぐち 窓口	しょう しゃしえんか でんわ およ かくしよしょう ふくしたんどうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口	



てづつ しゅるい 手続きの種類	しゃしん 写真 ※1	しんだんしょ 診断書 ※2	てちょう 手帳	こじんばんごう 個人番号	しんせい ひつよう 【申請に必要なもの】
しんき 新規	○	○		○	※1【写真】 たて せんち よこ せんち じょうはんしんだつぼう ねんい 縦4cm×横3cm 上半身脱帽 1年以内のもの
さいにんてい 再認定	○	○	○	○	※2【診断書】 けん していいいし さくせい 県の指定医師が作成したもの（かかりつけ医 とは異なる場合があります）
しょうがいていどへんこう しょうがいでいについか 障害程度変更・障害名追加	○	○	○	○	●様式は、県のホームページまたは市役所窓口にあります
しめい きょじゅうち へんこう 氏名・居住地の変更			○	○	***** 補足 ***** しんだんしょ どうきゅう きゅう かた じゅうどしんしんしょう 診断書の等級が <u>1・2級</u> の方は重度心身障がい
ふんしつ はそん 紛失・破損	○				しゃいりょうひじよせいせいで しんせい 者医療費助成制度も申請できます しょう しゃほんにん つうちょう ほけんしやう も 障がい者本人の通帳と保険証もお持ちください
しばう ひがいたう 死亡・非該当			○		じゅうどしんしんしょう しゃいりょうひじよせいせいで ※重度心身障がい者医療費助成制度 (P26参照)

## しんたいしょうがいしゃてちょう こうふ 身体障害者手帳が交付されるまで



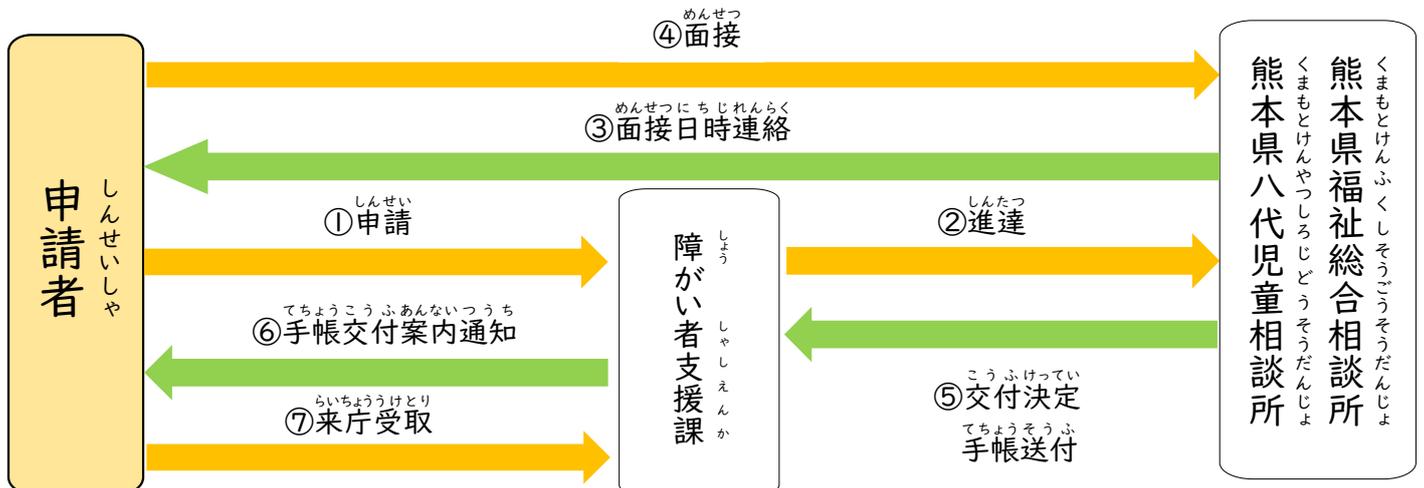
# しょう しゃてちょう こうふ 障がい者手帳の交付

りょういくてちょう <b>療育手帳</b>		<b>療</b>
がいよう 概要	ちてきしょう かた かくしゅ えんじょ そうだん う ふくし ぞうしん はか こうふ 知的障がいの有る方が、各種の援助や相談を受けるなど、福祉の増進を図るために交付される ものです	
たいしょうしゃ 対象者	ちてきしょう にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ ししょう じょうたい さい あらわ かた 知的障がいの有る方で日常生活や社会生活に支障がある状態が18歳になるまでに現れた方	
くぶん 区分	ていど おも えー えー びー びー 程度が重いほうからA1、A2、B1、B2	
しょうよきかん 所要期間	しんせい こうふ やく げつ ばあい かぎ 申請から交付まで、約3か月（場合によってはこの限りではありません）	
しんせいまえ 申請前	てちょう しんせいまえ ちのう はったつけんさ う ひつよう けんさ じぜん う かた けんさ 手帳の申請前に知能・発達検査を受ける必要はありません。検査を事前に受けられた方は検査 けっか めんせつじ も 結果を面接時にお持ちください	
うけとり 受取	てちょう こうふ けってい ばあい つうちぶん じたく ゆうそう 手帳の交付が決定した場合、通知文をご自宅に郵送します らいちよう うえ てちょう う と さいせいどせつめい ご来庁の上、手帳をお受け取りください。その際制度説明がありますので、 じかん よゆう こ 時間に余裕をもってお越しください	
まどぐち 窓口	しょう しゃしえんか てんわ およ かくししょう ふくしたんどうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口	



てつづ 手続きの種類	しゃしん 写真 ※1	てちょう 手帳	こじんばんごう 個人番号	※1【写真】 たて せんち よこ せんち じょうはんしんだつぼう ねんい 縦4cm×横3cm 上半身脱帽1年以内のもの
しんき 新規	○		○	<b>【面接】</b> さいみまん かた やつしろじどう そうだんじょ 18歳未満の方は八代児童相談所 くまもとけん やつしろ そうごう ちようしゃない （熊本県八代総合庁舎内） さいいじょう かた くまもとけん ふくし そうごう そうだんじょ 18歳以上の方は熊本県福祉総合相談所 くまもと しひがしく （熊本市東区）
こうしん さいはんてい 更新（再判定）	○	○	○	
ふんしつ はそん 紛失・破損	○			
しめい きょじゅうち へんこう 氏名・居住地の変更		○		
しばう ひがいと う へんかん 死亡・非該当（返還）		○		

## りょういくてちょう こうふ 療育手帳が交付されるまで



# しょう しゃてちょう こうふ 障がい者手帳の交付

## せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳

精

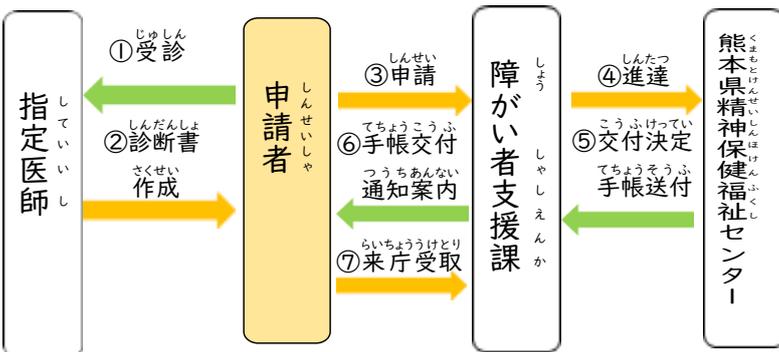
がいよう 概要	いってい せいしんしょう じょうたい かた しゃかいさんか しゃかいふっき じりつ そくしん こうふ 一定の精神障がいの状態にある方の社会参加・社会復帰・自立を促進するために交付されるものです
たいしょうしゃ 対象者	せいしんしっかん げつじょうちりょう けいぞく にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ せいやく みと 精神疾患により6か月以上治療を継続しており、日常生活や社会生活への制約があると認められる方
くぶん 区分	ていど おも きゅう きゅう 程度が重いほうから1級から3級まで
しよきかん 所要期間	しんせい こうふ やく げつ ばあい かぎ 申請から交付まで、約3か月(場合によってはこの限りではありません)
うけとり 受取	てちょう こうふ けつてい ばあい こうふけつてい つうちぶん じたく ゆうそう 手帳の交付が決定した場合、交付決定の通知文をご自宅に郵送します ご来庁の上、手帳をお受け取りください。その際制度説明がありますので、 じかん よゆう こ 時間に余裕をもってお越しください
まどぐち 窓口	しょう しゃしえんか でんわ およ かくししよしょう ふくしたんどうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口



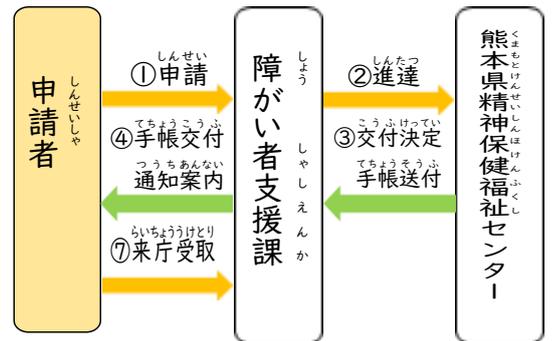
てつづ 手順きの種類	しゃしん 写真 ※1	しんだんしょ 診断書 または どういしょ 同意書 ※3	てちょう 手帳	こじん 個人 ばんごう 番号	※1【写真】 たて せんち よこ せんち じょうはんしんだつぼう ねんい 縦4cm×横3cm 上半身脱帽 1年以内のもの
しんき 新規	○	○		○	※2 てちょう こうしんらん てちょう ひら みぎがわ 手帳の更新欄(手帳を開いて右側)がすべて う 埋まっている時のみ写真が必要
こうしん 更新	△ ※2	○	○	○	※3【診断書または同意書】 しょうがいねんきんじゆきゆうちゆう かた どういしょ 障害年金受給中の方:同意書 しょうがいねんきんじゆきゆうちゆう かた しんだんしょ 障害年金受給中でない方:診断書 (県指定様式)
しょうがいていどへんこう 障害程度変更	○	○		○	
ふんしつ はそん さいこうふ 紛失・破損(再交付)	○		○	○	
しめい きょじゆうち へんこう 氏名・居住地の変更			○	○	
しぼう ひがいてう へんかん 死亡・非該当(返還)			○		

### せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう こうふ 精神障害者保健福祉手帳が交付されるまで

(診断書による申請の場合)



(年金証書等による申請の場合)



# しょう しゃ かん 障がい者に関するマーク

	<p><b>しょう しゃ のための 国際シンボルマーク</b>  <small>しょう しゃ りょう たてもの しせつ</small>          障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです</p>
	<p><b>もうじん のための 国際シンボルマーク</b>  <small>せかいもうじんれんごう ねん せいてい</small>          世界盲人連合で1984年に制定された、視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などにつけられる世界共通のマークです</p>
	<p><b>みみ 耳マーク</b>  <small>きき ぶんじゆう あらわ どうじ き かた き かた はいりよ</small>          聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない方・聞こえにくい方への配慮を表すマークでもあります</p>
	<p><b>オストメイトマーク</b>  <small>じんこうこうもん じんこうぼうこう そうせつ かた</small>          人工肛門・人工膀胱を造設している方(オストメイト)のための設備があることを表しています</p>
	<p><b>ハートプラスマーク</b>  <small>しんたいないぶ しょう かた あらわ</small>          「身体内部に障がいがある方」を表しています</p>
	<p><b>ヘルプマーク</b>  <small>がいけん しょう も かた にんしんしよき かた はいりよ ひつよう</small>          外見だけではわかりにくい障がいをお持ちの方や、妊娠初期の方など、配慮が必要であることを知らせるマークです</p>
	<p><b>しんたいしょう しゃひょうしき 身体障がい者標識</b>  <small>しだいふじゆう りゆう めんきよ じょうけん ふ かた うんてん くるま ひょうじ</small>          肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです(マークの表示は努力義務)</p>
	<p><b>ちょうかくしょう しゃひょうしき 聴覚障がい者標識</b>  <small>ちょうかくしょう しゃ りゆう めんきよ じょうけん ふ かた うんてん くるま ひょうじ</small>          聴覚障がい者であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです(マークの表示は義務)</p>
	<p><b>はくじょうえすおーえす 白杖SOSシグナルのシンボルマーク</b>  <small>はくじょう ずじょう せんちていど かか えすおーえす しめ しかく しょう かた</small>          白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという運動の普及啓発シンボルマークです</p>
	<p><b>けん ほじょ犬マーク</b>  <small>しんたいしょう しゃほじょけんどうはん けいはつ</small>          身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです</p>

# にちじょうせいかつ しえん 日常生活の支援

## しょうがいしゃそうごうしえんほう しょうがいふくし 障害者総合支援法と障害福祉サービス

身 療 精 難 他

**がいよう 概要**  
福祉サービスの充実などにより、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目的として総合的に支援します

**たいしょうしゃ 対象者**  
身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等、発達障がい者、障がい児  
※サービスによっては、障害支援区分の認定が必要な場合があります  
※介護保険の対象となる方は、原則として介護保険サービスを優先して利用していただきます

障害者総合支援法による総合的なサービスは、全国共通の「自立支援給付」と、市町村が独自の基準を設けて実施する「地域生活支援事業」で構成されています

しょうがいしゃそうごう  
障害者総合  
しえんほう  
支援法によ  
るサービス  
たいけい  
体系



**そうだんさき 相談先**  
しょうがいしゃしえんか でんわ 35-0294 かくししよしょう ふくしたんどうまどぐち  
障がい者支援課 電話 35-0294 各支所障がい福祉担当窓口  
していとくていそうだんしえんじぎょうしよ していしょうがいじそうだんしえんじぎょうしよ  
指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 45ページ

# にちじょうせいかつ しえん 日常生活の支援

## 【自立支援給付】

### 障害福祉サービス

かいごきゅうふ くんれんとうきゅうふ ちいきそうだんしえんきゅうふ  
(介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付)



身 療 精 難 他

障害福祉サービス等の利用について、介護給付費・訓練等給付費等の支給を受けようとする障がい者若しくは障がい児の保護者、または、地域相談支援給付費等の支給を受けようとする障がい者は、市町村に対して支給申請を行う必要があります

めいしょう 名称		ないようおよ たいしょうしゃ 内容及び対象者		りようかのう しょうがいしえんくぶん 利用可能な障害支援区分						
				非 該 当	区 分 1	区 分 2	区 分 3	区 分 4	区 分 5	区 分 6
介護給付	訪問系	身体介護	居宅で入浴、排せつ、食事等の介護などを行います		区分1以上					
		家事援助	居宅で調理、洗濯、買物等の家事などを行います		区分1以上					
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、居宅で入浴や排せつ、食事の介助や外出時の移動支援などを総合的に行います						区分4以上で一定の要件に該当する方		
	同行援護	視覚障がいにより外出が困難な方に対して、外出する際に必要な移動援助や視覚的情報の支援を行います		同行援護調査で判断						
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出支援を行います					区分3以上で一定の要件に該当する方			
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方の中でも介護の必要性が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します		区分6で一定の要件に該当する方 →						
日中活動系	療養介護	病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします		区分5以上で一定の要件に該当する方 →						
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します				50歳未満区分3 (施設入所者は区分4)以上				
	短期入所(ショートステイ)	居宅で介護を行う方が病気などの場合に、短期間、施設へ入所できます		区分1以上						
	居住系	施設入所の方に、入浴や排せつ、食事の介護などをします					50歳未満区分4以上			
	支援			50歳以上区分3以上						

# にちじょうせいかつ しえん 日常生活の支援

めいしょう 名称		ないようおよびたいしょうしゃ 内容及び対象者	りようかのう しやうがい 利用可能な障害 しえんくぶん 支援区分		
くんれんとうきゆうふ 訓練等給付	じりつくんれん 自立訓練	きのうくんれん 機能訓練	しんたいきのう こうじょう ひつよう くんれん おこな 身体機能の向上のために必要な訓練を行います	しょうがい しえん くぶん 障害支援区分は と 問いません	
		せいかつくんれん 生活訓練	せいかつこうりよく こうじょう ひつよう くんれん おこな 生活能力の向上のために必要な訓練を行います		
		しゆくはくがた 宿泊型	やかん きゆうじつ きよしつとう せつび つか か じとう にちじょうせいかつこうりよくこうじょう 夜間や休日に居室等の設備を使い、家事等の日常生活能力向上 の訓練を行います		
	つうしよけい 通所系	しゅうろうせんたくしえん 就労選択支援	しゅうろう しゅうほう かつよう ほんにん きぼう しゅうろうこうりよくてきせいとう 就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力、適性等 に合った就労先・働き方の選択を支援します		
		しゅうろういこうしえん 就労移行支援	しゅうろう きぼう かつ いっていきかん しゅうろう ひつよう ちしき こうりよく 就労を希望する方に、一定の期間、就労に必要な知識や能力の 向上のために必要な訓練を行います		
		しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 (A型・B型)	つうじょう じぎょうしょ はたら こんなん かつ しゅうろう きかい ていきょう せいさんかつどう 通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その 他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用 契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばず利用する「B型」があります		
	ほうもんけい 訪問系	しゅうろうていぢやくしえん 就労定着支援	じりつくんれん しゅうろういこうしえんとう りよう つうじょう じぎょうしよ こうじょう 自立訓練、就労移行支援等を利用して、通常の事業所に雇用され た方の就労継続を支援するため、企業、サービス事業所との連絡 調整や日常生活等の相談・助言等を行います		
		じりつせいかつえんじよ 自立生活援助	きょたく にちじょうせいかつ いどな ていきじゆんかい ほうちん そうだん 居宅において、日常生活を営むための定期巡回や訪問、相談 対応等の環境整備に必要な援助を行います		
	ちいさきそうだんしえんきゆうふ 地域相談支援給付	そうだんけい 相談系	ちいさいこうしえん 地域移行支援		しょうがいしやしえんしせつとう にゅうしよ しやう せいしんかびやういん にゅういん 障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院し ている精神障がい者等に対し、住居の確保やその他地域生活に移行する ための活動に関する相談や必要な支援を行います
			ちいさいていぢやくしえん 地域定着支援		きょたく たんしんとう せいかつ しやう たい じやうじ れんらくたいせい かくほ しょう 居宅において単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障が いの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談やその他必要な支援を行います
ちいさきそうだんしえんきゆうふ 地域相談支援給付	ちいさきそうだんしえんきゆうふ 地域相談支援給付	きやうどうせいかつえんじよ 共同生活援助 (グループホーム)	きやうどうせいかつ ぼしよ そうだん にゅうよく はい しよくじ かい ご た 共同生活の場所で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他 の日常生活上の援助を行います		
		サービス内容により区分が 必要な場合があります			

## ※計画相談支援・障害児相談支援

めいしょう 名称	ないよう 内容	たいしょうしゃ 対象者
けいかくそうだんしえんきゆうふ 計画相談支援給付	サービスの支給決定又は支給決定の変更前に、利用者の希望等をふまえて サービス等利用計画(障害児支援利用計画)案を作成し、支給決定又は 変更後にサービス事業者等と連絡調整の上、利用計画を作成します	サービスを申請した全 ての障がい者又は障が い児の保護者
けいぞくそうだんしえんきゆうふ 継続サービス利用支援 ・継続障害児支援利用援助	一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、利用計画 の見直し(モニタリング)を行います	

# にちじょうせいかつ し えん 日常生活の支援

## しょうがいふくし りよう 障害福祉サービスを利用するまでのながれ



まどぐち しょうがいしゃしえんか であわ 電話 35-0294 かくししょう ふうしたんとうまどぐち  
窓口 障がい者支援課 各支所障がい福祉担当窓口

### りようしんせい 1 利用申請

とうりようけいかく さくせいらい しんせいまえ  
サービス等利用計画の作成依頼 申請前がおすすめです

しちょうそん してい そうだんしえんじぎょうしよ  
市町村が指定する相談支援事業所へ、サービスを利用  
するための計画の作成を依頼しておきます

### ちようざ 2 調査

し しょくいん ほんにん じようきやうとう き と おこな  
市の職員が本人の状況等について聞き取りを行います

くんれんとうきやうふ ばあい  
訓練等給付の場合

かいてきやうふ ばあい  
介護給付の場合

しんさかい  
審査会なし

### しょうがいしえんくぶんにていしんさかい 3 障害支援区分認定審査会

しょうがいほけんふくし せんもんか こうせい しんさかい  
障害保健福祉の専門家で構成する審査会に  
しょうがいしえんくぶん にてい  
はかり、障害支援区分が認定されます

### とうりようけいかくあん ていしゆつ 4 サービス等利用計画案の提出

しんせいしゃ りようしゃ そうだんしえんせんもんいん さくせい りようけいかくあん  
申請者（利用者）は、相談支援専門員が作成した利用計画案の  
内容を確認し、同意した計画案を市に提出します

### しきやうけつてい 5 支給決定

りようけいかくあん けつてい しんせいしゃ りようしゃ しきやうけつてい  
利用計画案などをもとに決定し、申請者（利用者）に支給決定  
つうちしよ じゆきやうしやしやう そうふ  
通知書と受給者証が送付されます

### たんとうしゃかいぎ 6 サービス担当者会議

ほんにん かぞく かんけいしゃ あつ りよう かん はなしあ  
本人・家族・関係者が集まり、サービスの利用に関する話しあ  
おこな  
行います

### りようかいし 7 サービス利用開始

じぎやうしゃ けいやく むす りよう かいし  
事業者と契約を結び、利用を開始します

じっし  
モニタリングの実施

りようかいしご そうだんしえんせんもんいん ていきてき す ば ほうもん りようじようきやう かくにん おこな  
利用開始後、相談支援専門員が定期的に住まいの場を訪問し、サービスの利用状況の確認を行います

# にちじょうせいかつ しえん 日常生活の支援

## しょうがいふくし りょう ひょう 障害福祉サービスを利用したときの費用

しょうがいふくし りょう げんそく ひょう わり りょうしゃ ふたん  
障害福祉サービスを利用したときは、原則として費用の1割を利用者が負担します  
ただし、しよとく おう じょうげんがく き ふたん おも  
ただし、所得に応じて上限額が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています



### りょうしゃふたん じょうげんがく 〈利用者負担の上限額〉

しちょうそんみんぜい 市町村民税 せたいかぜいくぶん 世帯課税区分	りょうけいたい サービスの利用形態	ねんれい 年齢	しちょうそんみんぜい 市町村民税 しよとくわりがく 所得割額※	りょうしゃふたん 利用者負担の じょうげんがく げつがく 上限額(月額)
せいかつほごせたい 生活保護世帯	—	—	—	ふたん 負担なし
ひかぜいせたい 非課税世帯	—	—	—	
かぜいせたい 課税世帯	きやたく せいかつ かた 居宅で生活する方	さいいじょう 18歳以上	まんえんみまん 16万円未満	9,300円
			まんえんいじょう 16万円以上	37,200円
		さいみまん 18歳未満	まんえんみまん 28万円未満	4,600円
			まんえんいじょう 28万円以上	37,200円
	しせつにゆうしよしゃ 施設入所者 (しせつにゆうしよしえん りょうようかいご 施設入所支援・療養介護)	18・19歳	まんえんみまん 28万円未満	9,300円
			まんえんいじょう 28万円以上	37,200円
どうにゆうきよしゃ グループホーム等入居者 (きょうどうせいかつえんじよ しゆくはくがたじりつくんれんどう 共同生活援助・宿泊型自立訓練等)	—	さいいじょう 20歳以上	—	37,200円

※ 所得割額は、世帯の合計額となります

### 「世帯」の範囲について

18歳以上 ……利用者本人及び同じ世帯の配偶者

18歳未満 ……住民票上の世帯（施設に入所する18・19歳を含む）

※ただし、児童相談所等の意見により障がい者とみなし、サービスを利用する場合は、18歳以上とし取り扱います

### グループホームの利用者には家賃が助成されます

グループホーム（重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む）の利用者（生活保護又は低所得者の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者一人あたり月額1万円を上限に、補足給付が行われます。市町村民税非課税世帯が対象です

やちん げつがく 家賃(月額)	ほそくきゅうふがく 補足給付額
まんえんみまん ばあい 1万円未満の場合	じっぴ 実費
まんえんいじょう ばあい 1万円以上の場合	まんえん つき 1万円/月

# にちじょうせいかつ しえん 日常生活の支援

## ちいきせいかつしえんじぎょう 【地域生活支援事業】

ほうもんにゆうよく 訪問入浴サービス		他
がいよう 概要	ざいたく にゆうよく こんなん かた じたく ほうもん せんよう よくそう も こ にゆうよく しえん おこな 在宅で入浴が困難な方の自宅を訪問し、専用の浴槽を持ち込んで入浴の支援を行います	
たいしょうしゃ 対象者	ざいたく つね がしやう にゆうよく こんなん じゅうど しんたいしやう しゃ じ い か ずべ がいとう 在宅で常に臥床し、入浴することが困難な重度の身体障がい者(児)で以下の全てに該当する方 かた ①市内に居住する方 ②移送に耐えられない等の事情により通所が困難な方 ③医師が入浴可能と認めた方 ※診断書様式あり ④健康上、入浴に支障がない方 ⑤介護保険法に基づく訪問入浴を利用することができない方	
りようりよう 利用料	サービス費用の5% (生活保護・市町村民税非課税世帯は無料)	
りよう 利用までの なが 流れ	しんせいご いこうちやうさ おこな りようけっていつうちしよ そうふ ご じぎやうしよ りようけっていつうちしよ 申請後、意向調査を行い、利用決定通知書を送付します。その後、事業所に利用決定通知書 ていじ けいやくご りよう を提示し、契約後、利用できます	
まどぐち 窓口	しょう しゃしえん か でんわ かくししよしやう ふくしたんとうまどぐち 障がい者支援課 電話 35-0294 各支所障がい福祉担当窓口	

いどうしえん 移動支援		身 療 精 他
がいよう 概要	か ものとう せいかつ ひつやう がいしゆつおよ よ かかつどうとう しゃかいさんか がいしゆつじ いどう しえん 買い物等、生活に必要な外出及び余暇活動等の社会参加のため、外出時の移動を支援 ます。ただし、けいざいかつどう つうがく つうしやうどう つうねん ていれいてき がいしゆつ たいしやうがい 経済活動や通学、通所等の通年にわたる定例的な外出は対象外です	
たいしょうしゃ 対象者 ①～③のいずれ かに該当する方	①全身性障がい者(児)及びこれに準ずる方(介護保険対象者は除く) ②知的障がい者(児) ③精神障がい者(児) ※視覚障がい者(児)は同行援護の対象となります(9ページ)	
りようりよう 利用料	サービス費用の1割(生活保護・市町村民税非課税世帯は無料)	
りよう 利用までの なが 流れ	しんせいご いこうちやうさ おこな りようけっていつうちしよ そうふ ご じぎやうしよ りようしゃしやう ていじ 申請後、意向調査を行い、利用決定通知書を送付します。その後、事業所に利用者証を提示 けいやくご りよう し、契約後、利用できます	
まどぐち 窓口	しょう しゃしえん か でんわ かくししよしやう ふくしたんとうまどぐち 障がい者支援課 電話 35-0294 各支所障がい福祉担当窓口	

ちいきかつどうしえん  
**地域活動支援センター**

**身 療 精 他**

<p>がいよう 概要</p>	<p>つうしょ とうしょ せうさくてきかつどう せいさんかつどう きかい しゃかい こうりゆう ば できよう ちいきせいかつ                  通所において創作的活動または生産活動の機会や社会との交流の場を提供し、地域生活を支援します</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>ざいたくせいかつ しょう しゃ                  在宅生活をしている障がい者</p>
<p>りょうりょう 利用料</p>	<p>げんそく おりょう そうさくかつどうとう ざいりょうだい にゆうよく りょう ぼあい じっぴそうとうぶん                  原則、無料。ただし、創作活動等の材料代や入浴サービスを利用する場合は実費相当分の負担が発生することがあります</p>
<p>りょう 利用までの流れ</p>	<p>りょう きぼう ちいきかつどうしえん りょうしゃとうろくご りょう                  利用を希望される地域活動支援センターにて利用者登録後、利用できます</p>
<p>まどぐち 窓口</p>	<p>ちいきかつどうしえん                  地域活動支援センター（46 ページ）</p>



# にちじょうせいかつ しえん 日常生活の支援

にっちゅういちじしえんじぎょう にっちゅうたんきにゅうしょ 日中一時支援事業(日中短期入所)		身 療 精
がいよう 概要	かぞく しゅうろうしえんおよ いちじてき きゅうそく もくてき しゅくはく ともな はんい いちじてき あず 家族の就労支援及び一時的な休息を目的として、宿泊を伴わない範囲で一時的に預かり、 にっちゅう 日中における活動の場を提供します	
たいしょうしゃ 対象者	ざいたく かいご う こんなん しょう しゃてちょう も かた しょう しゃ じ 在宅において介護を受けることが困難な障がい者手帳をお持ちの方(障がい者(児))	
りょうりょう 利用料	ひよう わり せいかつ ほ ご しちようそんみんぜいひか ぜいせたい むりよう サービス費用の1割(生活保護・市町村民税非課税世帯は無料)	
りよう 利用までの なが 流れ	しんせいご ほんにん かいごしゃ じょうきょう りよういこうとう かくにん うえ りようしゃしょう そうふ 申請後、本人や介護者の状況、利用意向等を確認の上、利用者証を送付します りよう きぼう じぎょうしょ りようしゃしょう ていじ けいやくごりよう 利用を希望する事業所に利用者証を提示し、契約後利用できます ゆうこうきかん まいとし がつ にち ※有効期間は毎年3月31日までです	
まどぐち 窓口	しょう しゃしえんか てんわ かくししょう ふうくしたんとうまどぐち 障がい者支援課 電話 35-0294 各支所障がい福祉担当窓口	

にっちゅういちじしえんじぎょう しょう じ 日中一時支援事業(障がい児タイムケア)		身 療 精
がいよう 概要	にっちゅう じ せわ かた どう ほうかご どにちおよ なつやす どう ちようき 日中において児の世話をする方がいない等により、放課後、土日及び夏休み等の長期 きゅうかちゅう かつどうばしょ ひつよう しょう じ にっちゅう あず およ にちじょうてき しえん おこな 休暇中の活動場所が必要な障がい児について日中の預かり及び日常的な支援を行います	
たいしょうしゃ 対象者	しょうがく ねんせい こうこう ねんせい しょう しゃてちょう も かた 小学1年生から高校3年生までの障がい者手帳をお持ちの方	
りょうりょう 利用料	ひよう わり せいかつ ほ ご しちようそんみんぜいひか ぜいせたい むりよう サービス費用の1割(生活保護・市町村民税非課税世帯は無料)	
りよう 利用までの なが 流れ	しんせいご ほんにん かいごしゃ じょうきょう りよういこうとう かくにん うえ りようしゃしょう そうふ 申請後、本人や介護者の状況、利用意向等を確認の上、利用者証を送付します りよう きぼう じぎょうしょ りようしゃしょう ていじ けいやくごりよう 利用を希望する事業所に利用者証を提示し、契約後利用できます(49 ページ) ゆうこうきかん まいとし がつ にち ※有効期間は毎年3月31日までです	
まどぐち 窓口	しょう しゃしえんか てんわ かくししょう ふうくしたんとうまどぐち 障がい者支援課 電話 35-0294 各支所障がい福祉担当窓口	



# にちじょうせいかつ しえん 日常生活の支援

## しょうがいじつうしよしえん 障害児通所支援



身 療 精 他

<p>がいよう 概要</p>	<p>しょう じどう たい にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう せいかつのうりよく こうじょう ひつよう 障がい児等に対し、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な くんれん ちしきぎのう ふ よ しゅうだんせいかつ てきおうくんれん しゃかい こうりゅう そくしん つうしよどう しえん 訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などを通所等により支援 します</p>	
<p>たいしやうしゃ 対象者</p>	<p>しょう しゃてちやう しんたい りやういく せいしん も じ 障がい者手帳(身体・療育・精神)をお持ちの児 じどうそうだんじよ いしどう りやういくくんれん ひつようせい みと 児童相談所や医師等により療育訓練の必要性が認められた児 など</p>	
<p>そうだんさき 相談先</p>	<p>しょう しゃしえんか でんわ 35-0294 かくししよしやう ふくしたんどうまどぐち 障がい者支援課 電話 35-0294 各支所障がい福祉担当窓口 していとくていそうだんしえんじぎやうしよ していしやうがいじそうだんしえんじぎやうしよ 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 45ページ</p>	
<p>しゆべつ 種別</p>	<p>たいしやう 対象</p>	<p>ないやう 内容</p>
<p>じどうはったつしえん 児童発達支援</p>	<p>みしゅうがくじ 未就学児</p>	<p>にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう しゅうとく 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、 しゅうだんせいかつ てきおうくんれんどう しえん おこな 集団生活への適応訓練等の支援を行います したいふじゆう じ たい あわ ちりやう おこな 肢体不自由がある児に対しては、併せて治療を行います</p>
<p>ほうかごどう 放課後等デイサービス</p>	<p>しゅうがくじ 就学児</p>	<p>しゅうがくちゅう じどう たい ほうかご なつやす どう ちやうききゅうかちゅう 就学中の児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、 せいかつのうりよくこうじやう くんれんどう けいぞく おこな 生活能力向上のための訓練等を継続して行います</p>
<p>ほいくしやうほうもんしえん 保育所等訪問支援</p>	<p>しゅうがく しゅうえんじ 就学・就園児</p>	<p>りやうちゅう よてい ふく ほいくしよ やうちえん しょうがっこう た 利用中(予定を含む)の保育所、幼稚園、小学校その他の しせつ しゅうだんせいかつ てきおう せんもんてき しえん おこな 施設において、集団生活の適応のための専門的な支援を行 います</p>
<p>きやたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援</p>	<p>じゅうど しょう 重度の障がい児</p>	<p>じゅうどしやう じどうはったつしえんどう つうしよしえん う 重度障がいがあり、児童発達支援等の通所支援を受けるため がいしゅつ こんなん じどう じたく ほうもん にちじょうせいかつ に外出が困難な児童の自宅を訪問し、日常生活における きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう かん しえん おこな 基本的な動作の指導、知識技能に関する支援を行います</p>

## しょうがいじにゆうしよしえん ふくしがた いりやうがた 障害児入所支援(福祉型・医療型)



身 療 精 他

<p>がいよう 概要</p>	<p>りやういく ひつようせい みと しょう じ たい しせつどう にゆうしよ しょう とくせい おう ほ 療育の必要性が認められた障がい児に対し、施設等に入所しながら障がいの特性に応じた保 ご にちじょうせいかつ しどう ちしきぎのう しゅうとく しえん およ いりやう おこな 護、日常生活の指導、知識技能の習得の支援(及び医療)を行います</p>	
<p>たいしやうしゃ 対象者</p>	<p>さいみまん しょう じ 18歳未満の障がい児</p>	
<p>そうだんさき 相談先</p>	<p>やつしろじどうそうだんじよ でんわ 33-3247 八代児童相談所 電話 33-3247</p>	

# にちじょうせいかつ し えん 日常生活の支援

しょうがいじつうしょしえん りよう  
障害児通所支援を利用するまでのながれ



まどぐち  
窓口

しょうがいしゃしえんか でんわ 35-0294 およ かくしししょう ふうくしたんどうまどぐち  
障がい者支援課 電話 35-0294 及び 各支所障がい福祉担当窓口

## 1 利用申請

しょうがいじしえんりようけいかく さくせいらい  
障害児支援利用計画の作成依頼 **申請前がおすすめです**

しちようそん してい そうだんしえんじぎょうしょ  
市町村が指定する相談支援事業所へ、サービスを利用  
するための計画の作成を依頼しておきます

## 2 調査

し しよくいん ほんじ じょうきょうどう き と おこな  
市の職員が本児の状況等について聞き取りを行います

## 3 障害児支援利用計画案の提出

しんせいしゃ ほごしゃ そうだんしえんせんもんいん さくせい りようけいかくあん  
申請者（保護者）は、相談支援専門員が作成した利用計画案の  
ないよう かくにん どうい けいかくあん し ていしゅつ  
内容を確認し、同意した計画案を市に提出します

## 4 支給決定

りようけいかくあん けってい しんせいしゃ ほごしゃ しきゅうけってい  
利用計画案などをもとに決定し、申請者（保護者）に支給決定  
つうちしよ じゅきゅうしゃしやう そうふ  
通知書と受給者証が送付されます

## 5 サービス担当者会議

ほんじ ほごしゃ かんけいしゃ あつ りよう かん はなしあ  
本児・保護者・関係者が集まり、サービスの利用に関する話しあ  
おこな  
行います

## 6 サービス利用開始

じぎょうしゃ けいやく むす りよう かいし  
事業者と契約を結び、利用を開始します

じっし  
モニタリングの実施  
りようかいしご そうだんしえんせんもんいん ていきてき じたく ほうもん さーびす りようじょうきょう かくにん おこな  
利用開始後、相談支援専門員が定期的に自宅を訪問し、サービスの利用状況の確認を行います

# にちじょうせいかつ しえん 日常生活の支援

## しょうがいじつうしよしえん りよう ひよう 障害児通所支援を利用したときの費用



しょうがいじつうしよしえん りよう げんそく ひよう わり りようしゃ ふたん  
障害児通所支援を利用したときは、原則として費用の1割を利用者が負担します

ただし、しよとく おう しょうげんがく き ふたん おも  
ただし、所得に応じて上限額が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています

### りようしゃふたん しょうげんがく 〈利用者負担の上限額〉

しちやうそんみんぜい 市町村民税 せたいかぜいくぶん 世帯課税区分	くぶん 区分	りようしゃふたん しょうげんがく 利用者負担の上限額 (月額)
せいかつ ほ ごせたい 生活保護世帯	せいかつ ほ ご 生活保護	りようしゃふたん 利用者負担なし
ひかぜいせたい 非課税世帯	ていしよとく 低所得	
かぜいせたい 課税世帯	いっばん せたい しよとくわり ごうけいがく まんえんみまん かた 一般1(世帯の所得割の合計額が28万円未満の方)	4,600円 <sup>えん</sup>
	いっばん いっばん がいとう かた 一般2(一般1に該当しない方)	37,200円 <sup>えん</sup>

### せたい はんい 「世帯」の範囲について

しんせいしゃ ほごしゃ そく じゅうみんひようじょう せたい  
申請者(保護者)の属する住民票上の世帯

### みしゅうがくじ りようしゃふたながく けいげん 未就学児の利用者負担額の軽減について

じどう ふくすう せたい しよとく おう りようしゃふたながく けいげん そち たいしやう ばあい  
児童が複数いる世帯は、所得に応じて利用者負担額の軽減措置の対象となる場合があります

また、まんさい になって初めての がつ にち さい とし ねんかん ねんしやう ねんちやう ねんちやう については、りようしゃふたん しよとく  
また、満3歳になって初めての 4月1日(4歳になる年)から3年間(年少・年中・年長)については、利用者負担は所得  
にかかわらず、むしやう  
にかかわらず、無償となります



# てあて ねんきん 手当・年金

## とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当

身 療 精 他

<p>がいよう 概要</p>	<p>身体または精神に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している 保護者に支給する手当です</p>	
<p>たいしょうしゃ 対象者 障がいの基準及び①～ ③のすべてを満たす方</p>	<p>① 障がい児が児童福祉施設などに入所していない ② 障がい児が障がいを理由とする公的年金を受給していない ③ 所得が一定額以下</p>	
<p>てあてがく 手当額 (令和8年4月現在)</p>	<p>重度の障がい：児童一人につき月額58,450円 中度の障がい：児童一人につき月額38,930円 ※物価変動率に基づき、手当額が変わる場合があります</p>	
<p>ひつようしるい 必要書類</p>	<p>請求者(所得が高い保護者)と対象児童が同居の場合(①～⑤のすべて) ① 障がいに応じた認定診断書 ② 障がい者手帳(身体・療育・精神)※所持者のみ ③ 請求者と対象児童の戸籍謄本 ④ 請求者名義の通帳 ⑤ 個人番号</p>	
<p>てつづ 手続き</p>	<p>障がいの種類などによって必要な書類が異なりますので、申請前に必ずお問い合わせ してください。申請から約3か月後、県での審査結果を通知します</p>	
<p>しきゆうづき 支給月</p>	<p>4月、8月、11月(原則4か月分まとめて支給) 申請月の翌月から対象となります</p>	
<p>まどぐち 窓口</p>	<p>障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口</p>	



# てあて ねんきん 手当・年金

## しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当

身 療 精 他

がいよう 概要	しんたい せいしん じゅうど しょう にちじょうせいかつ つねにかいご ひつよう 身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする ざいたく さいみまん かた しきゅう てあて 在宅の20歳未満の方に支給する手当です	
しきゅうようけん 支給要件	① ふくししせつどう にゅうしょ 福祉施設等に入所していない ② しょう りゆう こうてきねんきん う 障がいを理由とする公的年金を受けていない ③ しょうとく いっていがくい か ③ 所得が一定額以下	
てあてがく 手当額	げつがく えん 月額16,560円 ※ぶっかへんどうりつ もと てあてがく か ばあい ※物価変動率に基づき、手当額が変わる場合があります	
ひつようしよるい 必要書類	① しょう おう にんていしんだんしょ 障がいに応じた認定診断書 ④ しょう しゃほんにんめいぎ つうちよう 障がい者本人名義の通帳 ② しょう しゃてちよう しんたい りょういく せいしん しょうじしゃ 障がい者手帳(身体・療育・精神) ※所持者のみ ⑤ こじんばんごう ③ こせきとうほん ③ 戸籍謄本	
てつづ 手続き	しょう しゅるい ひつよう しよるい こと しんせいまえ かなら と あ 障がいの種類などによって必要な書類が異なりますので、申請前に必ずお問い合わせ せください。申請から約1か月後、審査結果を通知します	
しきゅうづき 支給月	がつ がつ がつ がつ げんそく げつぶん しきゅう 2月、5月、8月、11月(原則3か月分まとめて支給)	
まどぐち 窓口	しょう しゃしえんか だんわ およ かくししょう ぶくしたんとうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口	

## とくべつしょうがいしやてあて 特別障害者手当

身 療 精 他

がいよう 概要	しんたい せいしん いちじる じゅうど しょう にちじょうせいかつ つね とくべつ 身体または精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常に特別の かいご ひつよう ざいたく さいいじょう かた しきゅう てあて 介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給する手当です	
しきゅうようけん 支給要件	① ふくししせつどう にゅうしょ 福祉施設等に入所していない ② びやういん けいぞく げつ こ にゅういん ② 病院に継続して3か月を超えて入院していない ③ しょうとく いっていがくい か ③ 所得が一定額以下	
てあてがく 手当額	げつがく えん 月額30,450円 ※ぶっかへんどうりつ もと てあてがく か ばあい ※物価変動率に基づき、手当額が変わる場合があります	
ひつようしよるい 必要書類	① しょう おう にんていしんだんしょ 障がいに応じた認定診断書 ④ しょう しゃほんにんめいぎ つうちよう 障がい者本人名義の通帳 ② しょう しゃてちよう しんたい りょういく せいしん しょうじしゃ 障がい者手帳(身体・療育・精神) ※所持者のみ ⑤ こじんばんごう ③ こせきとうほん ③ 戸籍謄本 せいきゅうしゃ しょうがねんきん いぞくねんきん じゅきゅう ばあい 請求者が障害年金・遺族年金を受給している場合 ⑥ ねんきんしょうしょ ねんきんふりこみつうちしょうしょ しょうとくしんさ たいしやうきかんぶん ⑥ 年金証書・年金振込通知書等(所得審査の対象期間分)	
てつづ 手続き	しんせい やく げつご しんさけっか つうち 申請から約1か月後、審査結果を通知します	
しきゅうづき 支給月	がつ がつ がつ がつ げんそく げつぶん しきゅう 2月、5月、8月、11月(原則3か月分まとめて支給)	
まどぐち 窓口	しょう しゃしえんか だんわ およ かくししょう ぶくしたんとうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口	

# てあて ねんきん 手当・年金

じどうふようてあて 児童扶養手当		他	
がいよう 概要	りこん おやせたい ほごしゃ じゅうど しょう せたい ふほか 離婚などによるひとり親世帯や保護者に重度の障がいがある世帯、もしくは父母に代わって じどう よういく ほごしゃどう しきゅう てあて 児童を養育する保護者等へ支給する手当です		
しきゅうようけんどう 支給要件等 (①+②)	① じどう よういく ぼしかてい ふしかてい ふぼいがい じどう よういく よういくしゃ 児童を養育している母子家庭または父子家庭、父母以外で児童を養育する養育者であること ② さい たんじょうび ご さいしよ がつ にち じ さい たんじょうび ぞく つき 18歳の誕生日後の最初の3月31日まで(障がい児は20歳の誕生日の属する月まで)		
てあてがく 手当額	じどうひとり 児童1人	ぜんぶしきゅう 全部支給	いちぶしきゅう しょとくどう 一部支給(所得等による)
(れいわ ねん 令和7年 がつげんざい 4月現在)		46,690 円	11,010円~46,680円
	じどうふたり めいこう かさんがく ※児童2人目以降は加算額があります ぶっかへんどうりつ もと てあてがく か ばあい ※物価変動率に基づき、手当額が変わる場合があります		
てつづ 手続き	しきゅうようけんかくにんどう しんせいまえ まどぐち と あ 支給要件確認等のため、申請前に窓口にお問い合わせください		
しきゅうづき 支給月	がつ がつ がつ がつ がつ がつ げんそく げつぶん しきゅう 1月、3月、5月、7月、9月、11月 (原則2 か月分まとめて支給) しんせい よくつき しきゅうたいししょう 申請の翌月から支給対象となります		
まどぐち 窓口	こども家庭支援課 電話 37-6800		

しょうがい きそねんきん 障害基礎年金		他	
がいよう 概要	びょうき せいかつ しごと せいげん ばあい うと 病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることができる ねんきん 年金です		
しきゅうようけん 支給要件	① にほんこくない す 日本国内に住んでいる ② こくみんねんきんかにゅうきかんちゅうまた さい さい あいだ しょうしんび びょうき 国民年金加入期間中又は60歳から65歳の間に初診日のある病気やケガがもととなり、 いってい しょう のこ 一定の障がいが残っている ③ ほけんりょう のうふようけん み 保険料の納付要件を満たしている		
のすべて または下段①・ ②を満たす方	なお、次の要件を満たした場合には、20歳から年金が支給されます ① にほんこくない す 日本国内に住んでいる ② 20歳前に初診日のある病気やケガがもととなり、いっていいいじょう しょう のこ 一定以上の障がいが残っている		
しきゅうがく 支給額 (れいわ ねんど 令和7年度)	きゅうねんがく えん えん 1級年額 1,039,625円 [1,036,625円] きゅうねんがく えん えん 2級年額 831,700円 [829,300円] ※[ ]内は、しょうわ ねん がつ にちいぜんう ひと ねんきんがく 昭31年4月1日以前生まれの人の年金額です ※このほか、子の加算があります ぶっかへんどうりつ もと ねんきんがく か ばあい ※物価変動率に基づき、年金額が変わる場合があります		
てつづ 手続き	しきゅうようけん かくにんどう しんせいまえ まどぐち と あ 支給要件の確認等のため、申請前に窓口にお問い合わせください		
しきゅうづき 支給月	がつ がつ がつ がつ がつ がつ げんそく げつぶん しきゅう 2月、4月、6月、8月、10月、12月 (原則2 か月分まとめて支給) しはらいつき じょうじゆん にほんねんきんきこう しはら つうち そうふ 支払月の月上旬に日本年金機構より支払いの通知が送付されます		
まどぐち 窓口	こくほ か てんわ 国保ねんきん課 電話 33-4105		

# てあて ねんきん 手当・年金

しょうがいこうせいねんきん <b>障害厚生年金</b>		<b>他</b>
がいよう 概要	びょうき やげがにより、生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることができる年金です	
たいしょうしゃ 対象者	①厚生年金加入期間中に初診日のある病気やケガがもととなり、一定の障がいが残っている	
①～③のすべて を満たす方	②障がいの等級が、1級から3級のいずれかに該当している	
	③保険料の納付要件を満たしている	
しきゅうがく 支給額	1・2級	ご本人の報酬額を基に算定+配偶者や子の加算
	3級	ご本人の報酬額を基に算定
てつづ 手続き	しきゅうようけん かくにんとう しんせいまえ まどぐち と あ 支給要件の確認等のため、申請前に窓口にお問い合わせください	
まどぐち 窓口	やつしろねんきんじむしょ てんわ 八代年金事務所 電話 35-6123	



くまもとけんしんしんしょう しゃふようきょうさいせいど <b>熊本県心身障がい者扶養共済制度</b>		<b>身 療 精</b>
がいよう 概要	しょう しゃ ふよう ほごしゃ まいつきいっていがくのうふ ほごしゃ しぼう また じゅうどしょう 障がい者を扶養する保護者が毎月一定額納付することで、保護者が死亡し、又は重度障がいになったときに、残された障がい者に終身一定額の年金を支給します	
たいしょうしゃ 対象者	①将来独立して自活することが困難な、身体障がい1級～3級・知的障がい・精神障がいの	
①～③のすべて を満たす方	方などを扶養している	
	②65歳未満である	
	③特別な疾病や障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態である	
かけきん 掛金	ひとくち げんそく えん えん ふようしゃ かにゅうじ ねんれい 一口あたり(原則) 9,300円～23,300円(扶養者の加入時の年齢による)	
しきゅうがく 支給額	ひとくち まいつき まんえん 一口につき毎月2万円	
ひつようしよるい 必要書類	①障がい者手帳など障がいの種類や程度を証明する書類	
	②住民票の写し(申込者・障がい者)	
	③申込(被保険者)告知書 など	
てつづ 手続き	かなら じぜん そうだん 必ず事前にご相談ください	
まどぐち 窓口	くまもとけんしょう しゃしえんか てんわ 熊本県障がい者支援課 電話 096-333-2250	



せいかつふくししきんかしたつけぎょう <b>生活福祉資金貸付事業</b>		<b>他</b>
がいよう 概要	しょう しゃせたい たい じりつ せいかつ いとな ひつよう しきん かしたつけ おこな 障がい者世帯などに対して、自立した生活を営むために必要な資金の貸付を行います	
たいしょうしゃ 対象者	しょう しゃせたい 障がい者世帯など	
しゅるい 種類	じどうしゃこうにゅう じゅうたく かいぞう ふくしようぐ こうにゅうひよう 自動車購入、住宅の改造、福祉用具の購入費用など	
てつづ 手続き	しきゅうようけん かくにん ひつよう かなら じぜん そうだん 支給要件の確認などが必要なため、必ず事前にご相談ください	
まどぐち 窓口	やつしろししゃかいふくしきょうかい てんわ 八代市社会福祉協議会 電話 62-8228	



# いりょうせいど 医療制度

## じりつしえんいりょうせいど せいしんつういんいりょう 自立支援医療制度(精神通院医療)

精 他

がいよう 概要	せいしんしっかん けいぞくてき つういん いりょう ひつよう かた いりょうひ いちぶ こうひ ふたん せいど 精神疾患の継続的な通院による医療が必要な方の医療費の一部を公費で負担する制度です
たいしょうしゃ 対象者	せいしんしっかん けいぞくてき ちりょう ひつよう かた 精神疾患により継続的な治療が必要な方
じこふたんがく 自己負担額	いりょうひ わり しよとく げつ じょうげんがく もう 医療費の1割(所得により、1か月あたりの上限額が設けられています)
しようきかん 所要期間	しんせい こうふ やく げつ けん はっこう じゅきゅうしゃしよ びょういん わた 申請から交付まで約3か月(県が発行する受給者証を病院からお渡します)
まどぐち 窓口	しやう しゃしえんか でんわ かくししよしやう ふくしたんどうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 各支所障がい福祉担当窓口



てつづ しゅるい 手続きの種類	いけんしよ 意見書 ※1	しかく 資格 かくにんしよとう 確認書等 ※2	じゅきゅうしゃしよ 受給者証	ひかせい 非課税 ねんきんしよるい 年金書類 ※3	こじんばんごう 個人番号 ※2	いけんしよ ※1【意見書】 していりょうきかんはっこう 指定医療機関発行のもの こうしん ねんめ いけんしよ ひつよう 更新2年目のみ意見書が必要
しんき 新規	○	○		△	○	
こうしん けいぞく 更新(継続)	△ ※1	○	○	△	○	ほけんしやう こじんばんごう ※2【保険証・個人番号】 いりょうほけん しかくじやうほう かくにん ◎医療保険の資格情報が確認できる しりやう 資料 ほけんしやう あんしやうばんごう ひつよう ◎マイナ保険証は暗証番号が必要 しゃかいほけん かた ほんにん 社会保険の方:本人のみ しゃかいほけん いがい かた どういつほけん かた 社会保険以外の方:同一保険の方 ぜんいんぶん 全員分
さいしんせい 再申請 (有効期限切れ)	○	○	○	△	○	
いりょうきかんへんこう 医療機関変更			○		○	
しめい きょじゅうち へんこう 氏名・居住地の変更		△ しめいへんこう 氏名変更のみ	○		○	
ほけん へんこう 保険の変更		○	○	△	○	ひかせいねんきんしよるい) ※3【非課税年金書類】 しやうがい いぞくねんきん じゅきゅう かた 障害・遺族年金を受給している方のみ

### じこふたんはやみひょう ●自己負担早見表

せたい しよとくくぶん 世帯の所得区分		じこふたん 自己負担 わりあい 割合	げつ じこふたんじょうげんがく 1か月の自己負担上限額	
			いっばん 一般	じゅうど けいぞく 重度かつ継続※
せいかつ ほご 生活保護	せいかつ ほごせたい 生活保護世帯	わり 0割	えん 0円	えん 0円
ていしよとく1 低所得1	しちやうそんみんぜい 市町村民税 ほんにんしゅうにゅうがく 本人収入額 809,000円以下	わり 1割	えん 2,500円	えん 2,500円
ていしよとく2 低所得2	ひかせいせたい 非課税世帯 ほんにんしゅうにゅうがく 本人収入額 809,001円以上		えん 5,000円	えん 5,000円
ちゅうかん 中間1	しちやうそんみんぜいしよとくわり 市町村民税所得割 33,000円未満	えん じょうげん 上限なし	えん 10,000円	
ちゅうかん 中間2	しちやうそんみんぜいしよとくわり 市町村民税所得割 33,000円以上235,000円未満			
いっていしよとく 一定所得 いじょう 以上	しちやうそんみんぜいしよとくわり 市町村民税所得割 235,000円以上	うき 右記	たいしやうがい 対象外	えん 20,000円 (自己負担1割)

※重度かつ継続の範囲(①~③)のいずれかに該当する方

- ①統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい(依存症等)の方  
 ②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方  
 ③医療保険の多数回該当の方

# いりょうせいど 医療制度

じりつしえんいりょうせいど こうせいりょう <b>自立支援医療制度(更生医療)</b>		<b>身</b>
がいよう <b>概要</b>	しょう じょうきょ けいげん ひつよう いりょうひ いちぶ こうひ ふたん せいど 障がい除去・軽減するために必要な医療費の一部を公費で負担する制度です	
たいしょうしゃ <b>対象者</b>	こうせいりょう たいしょう しょう きさい しんたいしょうがいしゃてちょう も さいいじょう かた 更生医療の対象となる障がいの記載がある身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方 【該当する医療等の種類】人工腎臓透析・心臓手術など	
じこふたんがく <b>自己負担額</b>	いりょうひ 1わり (しよとくとうにより、1か月あたりのじょうげんがくをうり) 医療費の1割(所得等により、1か月あたりの上限額が設けられています)	
しよようきかん <b>所要期間</b>	しんせい けつてい やく げつ ゆうそう ほんにんおよ びょういん つうち 申請から決定まで約2か月(郵送で本人及び病院へ通知します) ※身体障害者手帳と同時申請の場合は、4か月程度かかります	
まどぐち <b>窓口</b>	しょう しゃしえんか だんわ かくししよしょう ふくしたんとうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 各支所障がい福祉担当窓口	



てつづ 手続きの種類	しんしょうてちょう 身障手帳	いけんしよ 意見書 ※1	しかく 資格 かくにんしよとう 確認書等 ※2	ひかぜい 非課税 ねんきんしよるい 年金書類 ※3	とくていしつべい 特定疾病 じゆりようしよ 受療証 ※4	こじんばんごう 個人番号 ※2	いけんしよ していりりょうきかんほつこう ※1【意見書】指定医療機関発行のもの ほけんしよ 個人ばんごう ※2【保険証・個人番号】 いりょうほけん しかくじょうほう かくにん ◎医療保険の資格情報が確認できる しりよう 資料 ほけんしよ あんしよばんごう ひつよう ◎マイナ保険証は暗証番号が必要 しゃかいほけん かた ほんにん 社会保険の方:本人のみ しゃかいほけんがいがい かた どういつほけん かた 社会保険以外の方:同一保険の方 ぜんいんぶん 全員分 ひかぜいねんきんしよるい ※3【非課税年金書類】 しょうがい いぞくねんきん じゆきゆう かた 障害・遺族年金を受給している方のみ とくていしつべいりりょうじゆりようしよ ※4【特定疾病療養受療証】 じんこうじんぞうとうせき めんえきちりよう かた 人工腎臓透析・免疫治療の方のみ
しんき 新規	○	○	○	△	△	○	
こうしん 更新(再認定)	○	○	○	△	△	○	
さいしんせい 再申請 (有効期限切れ)	○	○	○	△	△	○	
いりりょうきかんへんこう 医療機関変更	○	○	○			○	
しめい きょじゆうち へんこう 氏名・居住地の変更			△ しめいへんこう 氏名変更のみ			○	
ほけん へんこう 保険の変更			○	△	△	○	

## ● 自己負担早見表

せたい しよとくくぶん 世帯の所得区分		じこふたん 自己負担 わりあい 割合	げつ じこふたんじょうげんがく 1か月の自己負担上限額	
			いっばん 一般	じゆうど けいぞく 重度かつ継続※
せいかつ ほご 生活保護	せいかつ ほごせたい 生活保護世帯	わり 0割	えん 0円	えん 0円
ていしよとく 低所得1	しちようそんみんぜい 市町村民税 ほんにんしんじゆうにゆうがく 本人収入額 809,000円以下	わり 1割	えん 2,500円	えん 2,500円
ていしよとく 低所得2	ひかぜいせたい 非課税世帯 ほんにんしんじゆうにゆうがく 本人収入額 809,001円以上		えん 5,000円	えん 5,000円
ちゆうかん 中間1	しちようそんみんぜいしよとくわり 市町村民税所得割 33,000円未満		えん じょうげん 上限なし	
ちゆうかん 中間2	しちようそんみんぜいしよとくわり 市町村民税所得割 33,000円以上235,000円未満			
いっていしよとく 一定所得 いじょう 以上	しちようそんみんぜいしよとくわり 市町村民税所得割 235,000円以上	うき 右記	たいしよがい 対象外	えん 20,000円 (自己負担1割)

※重度かつ継続の範囲(①~②のいずれかに該当する方)

- ①腎臓・小腸・免疫・心臓(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)機能障がいの方
- ②医療保険の多数回該当の方

# いりようせいど 医療制度

じりつしえんいりようせいど いくせいりりよう <b>自立支援医療制度(育成医療)</b>		<b>他</b>
がいよう 概要	しょうがい を除去・軽減する確実な効果が期待できる治療のために必要な医療費の一部を こうひ ふたん せいで 公費で負担する制度です	
たいしょうしゃ 対象者	いくせいりりよう たいしょう ちりょう う ひつよう さいみまん かた 育成医療の対象となる治療を受ける必要のある18歳未満の方 (がいたう いりりようとう しゅるい) 【該当する医療等の種類】 こうがうれつ しゃし しんぞうきのうしょう 口蓋裂、斜視、心臓機能障がいなど	
じこふたんがく 自己負担額	いりりようひ わり しよとくとう げつ じりょうげんがく もう 医療費の1割(所得等により、1か月あたりの上限額が設けられています)	
しりょうきかん 所要期間	しんせい けつてい やく しゅうかん ゆうそう ほんにんおよ びりょういん つうち 申請から決定まで約2週間(郵送で本人及び病院へ通知します)	
まどぐち 窓口	しょう しゃしえんか でんわ かくししりょう ふくしたんとうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 各支所障がい福祉担当窓口	



てつづ しゅるい 手続きの種類	いけんしよ 意見書 ※1	しかくかくにんしりょう 資格確認書等 ※2	こじんばんごう 個人番号 ※2	いけんしよ ※1【意見書】 していいりりようきかんはっこう 指定医療機関発行のもの
しんき 新規	○	○	○	※2【保険証・個人番号】 ほけんしりょう こじんばんごう ◎医療保険の資格情報が確認できる資料 いりりようほけん しかくじりょうほう かくにん しりりょう ◎マイナ保険証は暗証番号が必要 ほけんしりょう あんしょうばんごう ひつよう しゃかいほけん かた ほんにん 社会保険の方:本人のみ しゃかいほけんいがかい かた どういつほけん かたぜんいんぶん 社会保険以外の方:同一保険の方全員分
こうしん さいにんてい 更新(再認定)	○	○	○	
いりりようきかんへんこう 医療機関変更	○	○	○	
しめい きやじゅうち へんこう 氏名・居住地の変更	○	△ しめいへんこう 氏名変更のみ	○	
ほけん へんこう 保険の変更	○	○	○	

## ● じこふたんはやみひりょう 自己負担早見表

せたい しよとくくぶん 世帯の所得区分		じこふたん 自己負担 わりあい 割合	げつ じこふたんじりょうげんがく 1か月の自己負担上限額	
			いっばん 一般	じゅうど けいぞく 重度かつ継続※
せいかつ ほご 生活保護	せいかつ ほご せたい 生活保護世帯	0割	0円	0円
ていしよとく1 低所得1	しちりょうそんみんぜい 市町村民税 ほんにんしりょうにゆうがく 本人収入額 809,000円以下	わり 1割	2,500円	2,500円
ていしよとく2 低所得2	ひかせいせたい 非課税世帯 ほんにんしりょうにゆうがく 本人収入額 809,001円以上		5,000円	5,000円
ちゅうかん1 中間1	しちりょうそんみんぜいしよとくわり 市町村民税所得割 33,000円未満		10,000円	10,000円
ちゅうかん2 中間2	しちりょうそんみんぜいしよとくわり 市町村民税所得割 33,000円以上235,000円未満		うき 右記	たいしょうがい 対象外
いっていしよとく 一定所得 いじょう 以上	しちりょうそんみんぜいしよとくわり 市町村民税所得割 235,000円以上		えん 20,000円 (自己負担1割)	

※重度かつ継続の範囲(①~②のいずれかに該当する方)

- ① じんぞう しりょうちりょう めんえき しんぞう しんぞういしよとくご こうめんえきりりょうほう かぎ かんぞう かんぞういしよとくご こうめんえきりりょうほう かぎる きりょうしりょう かた  
腎臓・小腸・免疫・心臓(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)機能障がいの方
- ② いりりようほけん たすうかいがいたう かた  
医療保険の多数回該当の方

# いりょうせいど 医療制度

じゅうどしんしんしょう しやいりょうひじよせい <b>重度心身障がい者医療費助成</b>		<b>身 療 精</b>
がいよう 概要	おもいしやう も かた いりょうきかん しほら ほけんしんりょうぶんいりょうひ じ こふたんぶん いちぶ 重い障がいを持つ方が医療機関で支払った保険診療分医療費の自己負担分の一部 を助成する制度です	
たいしやうしや 対象者	①満3歳以上で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉 手帳1級のいずれかをお持ちの方 ②医療保険の被保険者または被扶養者であること ③所得額が一定額以上ではないこと(該当する期間は助成停止となります)	
じよせいたいしやうがい 助成対象外	にゆういんじ しよくだい さかく だい いりょうほけん てきやう 入院時の食事代や差額ベッド代など医療保険が適用されないもの	
じこふたんがく 自己負担額 (病院代+薬局代)	いりょうきかん びやういん やつきやく ふたん がく 1医療機関(病院+薬局)ごとに負担していただく額が、 にゆういん えん つき つういん えん つき 入院:2,000円/月 通院:1,000円/月 となります	
まどぐち 窓口	しやう しやしえんか てんわ かくししよしやう ふくしたんどうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 各支所障がい福祉担当窓口	



てつづ 手続きの種類	てちやう 手帳	つちやう 通帳	しかくかくにんしよしやう 資格確認書等 ※1	こじんばんごう 個人番号	じゆきゆうしやしやう 受給者証	ほけんしやう ※1【保険証】 いりょうほけん しかくじよしやう かくにん しりやう ◎医療保険の資格情報が確認できる資料 ほけんしやう あんしよばんごう ひつやう ◎マイナ保険証は暗証番号が必要 ほけん へんごう つぎ かた てつづ ふやう し ※2【保険の変更】次の方は手続き不要(市か へんごうご じゆきゆうしやしやう じたく ゆうそ ら変更後の受給者証をご自宅に郵送します) しやかいほけん こくみんけんごうほけん ●社会保険→国民健康保険 しやかいほけん こうきこうれいしやいりやうほけん ●社会保険→後期高齢者医療保険 こくみんけんごうほけん こうきこうれいしやいりやうほけん ●国民健康保険→後期高齢者医療保険
しん き 新規	○	○ ほんにんめいぎ 本人名義	○	○	○	
こうしん 更新	○	△ へんごう ばあい 変更の場合	○	○	○	
じゆうしよ へんごう 住所の変更				○	○	
ほけん へんごう 保険の変更※2			△	○	○	
しばう 死亡		○ そうぞにんめいぎ 相続人名義			○	

していなんびやう いりょうひじよせい <b>指定難病の医療費助成</b>		<b>難</b>
たいしやう 対象	していなんびやう かん いってい きじゆん み かた 指定難病に罹患しており、一定の基準を満たす方	
ひつやうしよるい 必要書類	りんしやうちやうさこじんひやう いりょうほけん しかくじよしやう かくにん しりやう こじんばんごう 臨床調査個人票、医療保険の資格情報が確認できる資料、個人番号など (申請される方により必要書類が異なりますので、事前にお問い合わせください)	
しよしやうきかん 所要期間	しんせい こうふけてい げつていど 申請から交付決定まで2~3か月程度	
まどぐち 窓口	くまもとけんやつしほけんじよ てんわ 熊本県八代保健所 電話 33-3229	



しやうにまんせいとくていしつぺい いりょうひじよせい <b>小児慢性特定疾病の医療費助成</b>		<b>他</b>
たいしやう 対象	しやうにまんせいとくていしつぺい かん しやうじやう こうせいろどうだいじん さだ ていど さいみまん かた 小児慢性特定疾病に罹患し、その症状が厚生労働大臣が定める程度である18歳未満の方など	
ひつやうしよるい 必要書類	いりやういけんしよ いりやうほけん しかくじよしやう かくにん しりやう こじんばんごう 医療意見書、医療保険の資格情報が確認できる資料、個人番号 など (申請される方により必要書類が異なりますので、事前にお問い合わせください)	
しよしやうきかん 所要期間	しんせい こうふけてい げつていど 申請から交付決定まで2~3か月程度	
まどぐち 窓口	くまもとけんやつしほけんじよ てんわ 熊本県八代保健所 電話 33-3229	



# た じよせい その他の助成

じどうしゃうんてんめんきよしゆとくひ じよせい 自動車運転免許取得費の助成		身 療 精
がいよう 概要	就労等社会活動への参加のために免許を取得する方へ費用の一部を助成します	
たいしやうしゃ 対象者	障がい者手帳を持っている方で、運転免許を取得しようとする方	
じよせい 助成できない場合 ①～④のひとつでも がいとう 該当すれば対象外	①この助成を受けたことがある ②自動車の運転を禁止されている ③自動車教習所に入校している ④本人、配偶者及び扶養義務者の所得が基準を超えている	
じよせい 助成額	上限10万円(免許取得費用の2/3を限度) ※助成枠に限りがあります	
しんせいしよるい 申請書類	障がい者手帳、安全運転相談修了書または安全運転通知書(身・精の方は必須) ※必ず申請前に窓口へお問い合わせください	
まどぐち 窓口	障がい者支援課 電話 33-5110及び 各支所障がい福祉担当窓口	

じどうしゃかいぞうひ じよせい 自動車改造費の助成		身
がいよう 概要	就労等社会活動への参加のために自動車の操向装置等を改造する必要がある方へ費用の一部を助成します	
たいしやうしゃ 対象者	上肢・下肢・体幹障がいのいずれかが1・2級の方	
じよせい 助成できない場合 ①～④のひとつでも がいとう 該当すれば対象外	①過去5年間にこの助成を受けている ②自動車の所有が本人以外である ③自動車の改造後の申請 ④本人、配偶者及び扶養義務者の所得が基準を超えている	
じよせい 助成額	上限10万円 ※助成枠に限りがあります	
しんせいしよるい 申請書類	障がい者手帳、運転免許証、車検証写し、改造経費の見積書、 改造前の写真 ※必ず申請前に窓口へお問い合わせください	
まどぐち 窓口	障がい者支援課 電話 33-5110 及び 各支所障がい福祉担当窓口	

きんきゆうつうほうそうち 緊急通報装置のレンタル		身 療 精 他
がいよう 概要	ボタンを押すと緊急通報センターにつながる通報装置を貸し出します	
たいしやうしゃ 対象者	重度障がい者のみの世帯の方、65歳以上の一人暮らしの方等	
ひよう 費用	月額:247円(税込)	
まどぐち 窓口	65歳未満 障がい者支援課 電話 33-5110	
	65歳以上 高齢者支援課 電話 33-4436	

# た じよせい その他の助成

ざいたく かた じゅうたくかいぞうけいひ じよせい 在宅の方への住宅改造経費の助成		身 療
がいよう 概要	じりつ そくしん かいごしゃ ふたんけいげん 自立の促進や介護者の負担軽減のため、スロープ取付等の住宅改造経費を助成します	
たいしょうしゃ 対象者  ①～④のすべてを み かた 満たす方	<p>①4月1日現在、在宅かつ65歳未満で、これまで助成を受けたことがない方</p> <p>②身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A1・A2の方</p> <p>③2年以上市内に居住しており、市税及び介護保険料の滞納がない方</p> <p>④前年の所得税課税年額が7万円以下の世帯に属する方</p>	
じよせいがかく 助成額	<p>しちょうそんみんぜいひ か ぜい せたい ・市町村民税非課税世帯：700,000円</p> <p>しちょうそんみんぜいか ぜい せたい しよとくぜいか ぜいねんがく まんえん い か ・市町村民税課税世帯(所得税課税年額7万円以下)：466,000円</p> <p>※助成枠に限りがあります</p>	
しんせいしよるい 申請書類	かいぞうひようみつもりしよ かいぞうまえ しゃしん じよせいかのう かなら じぜん そうだん 改造費用見積書、改造前の写真(助成可能か、必ず事前にご相談ください)	
しよようきかん 所要期間	しんせい こうふけってい やく げつ 申請から交付決定まで約2か月	
まどぐち 窓口	しやう しゃしえんか でんわ 障がい者支援課 電話 35-0294	



# ふくしょうぐ 福祉用具

## にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具

身 難 精 療

<b>がいよう 概要</b>	にちじょうせいかつ りべん はか ひつよう ようぐ きゅうふ おも ようぐ らん 日常生活の利便を図るために必要な用具を給付します(主な用具一覧は30ページ)	
<b>たいしょうしゃ 対象者</b>	しょう てちょう も かた 障がい者手帳をお持ちの方 なんびょうかんじゃとう し さだ ようけん み かた 難病患者等で市が定める要件を満たす方	
<b>きゅうふ 給付できな い場合</b>  <b>①～⑤のひと つても該当す れば対象外</b>	しちようそんみんぜいしよどくわり まんえんいじよう ①市町村民税所得割46万円以上 こうにゆうご しんせい ②購入後の申請 かいごほけんとう きゅうふ う ③介護保険等による給付を受けられる げんそく たいようねんすう こ ④原則として耐用年数を超えていない にちじょうせいかつようぐ しゅうり ⑤日常生活用具の修理	
<b>じこふたん 自己負担</b>	しちようそんみんぜいかぜいせたい ひよう わり えん じようげん 市町村民税課税世帯:費用の1割(37,200円が上限) せいかつほごせたいおよ しちようそんみんぜいひかぜいせたい えん 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯:0円 ようぐ きじゅんがく こ ばあい こ ぶん じこふたん ※用具の基準額を超える場合は超えた分も自己負担	
<b>しようきかん 所要期間</b>	そうぐ かみ しんせいび こうふけってい やく か ストマ装具、紙おむつなど・申請日から交付決定まで約10日 とくしゅしんだい かくにん ひつよう しんせいび こうふけってい やく げつ 特殊寝台など確認が必要なもの・申請日から交付決定まで約1か月	
<b>きゅうふけってい 給付決定日</b>	まいつき にち にち にち ど にちしゅくじつ ばあい よくかいちようび 毎月1日、11日、21日(土・日祝日の場合は翌開庁日)	
<b>ていしゅつぎげん 提出期限</b>	きゅうふけっていび かまえ ど にちしゅくじつおよ ねんまつねんし きゅうじつ のぞ 給付決定日の3日前(土・日祝日及び年末年始の休日を除く)	
<b>しんせいしよるい 申請書類</b>	きぼう ようぐ がっち 希望する用具と合致する てちょう かた 手帳がある方 れい しかくしやう てんじき 例)視覚障がい→点字器	しょう しゃてちょう みつもりしよ こじんばんごう 障がい者手帳、見積書、個人番号、カタログ(ストマ装具・紙お むつ以外)
	なんびょうかんじゃとう 難病患者等	い し いけんしよ みつもりしよ こじんばんごう 医師意見書、見積書、個人番号、カタログ(ストマ装具・紙おむ つ以外)、指定難病医療受給者証 など
<b>まどぐち 窓口</b>	しょう しゃしえんか てんわ 障がい者支援課 電話 33-5110 かくししよしょう ふくしたんどうまどぐち 各支所障がい福祉担当窓口	

# 福祉用具

おも にちじょうせいかつようぐ いちらん なんびょうかんじやとう ばあい しょうじょう たいしょうしゅもく こと くわ と あ  
**主な日常生活用具一覧** ※難病患者等の場合、症状によって対象種目が異なりますので、詳しくはお問い合わせください

しょうがい名	ようぐめい 用具名	たいしょうしゃ 対象者	きじゅんがく 基準額
ないぶ 内部	そうぐ ストマ装具 ふぞくひん ふく (付属品を含む)	じんこうこうもんまた じんこうぼうこうぞうせつ 人工肛門又は人工膀胱造設をしているぼうこう又 は直腸機能障がい者(児)及びぼうこう又は直腸 機能に障がいのある難病患者等	しょうかきけい 消化器系 8,858円/月 にようけい 尿路系 11,639円/月
	かみ どう 紙おむつ等	いぢじる へんけいどう ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が 困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは 排尿機能障がいの者又は脳原性運動機能障がい かつ意思表示困難者	12,000円/月
しかく 視覚	しかくしょう しゃようかくだい 視覚障がい者用拡大 どくしょき 読書器	しかくしょう じや 視覚に障がいを有する視覚障がい者(児)であっ て、本装置により文字等を読むことが可能になる 者。ただし、原則として学齢児以上の方	198,000円
	もうじんようたいじゅうけい おんせいしき 盲人用体重計(音声式)	しかくしょう きゅういじょう しかくしょう しゃ じ 視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)で、 もうじん せたいおよ じん せたい 盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、 げんそく がくれいじいじょう かつ 原則として学齢児以上の方	18,000円
	もうじんようたいおんけい おんせいしき 盲人用体温計(音声式)		9,000円
ちょうかく 聴覚	じんこうないじょうでんち 人工内耳用電池	じんこうないじ そうよう ちょうかくしょう しゃ じ 人工内耳を装用している聴覚障がい者(児)	ボタン式 2,000円/月 じゅうでんしき 17,600円/年
ちょうかく 聴覚または おんせいげんご 音声言語	ファックス	ちょうかくまた おんせいきのうも げんごきのうしょう きゅういじょう 聴覚又は音声機能若しくは言語機能障がい3級以上 の聴覚障がい者等であって、コミュニケーション、緊急 れんらくどう しゅだん ひつようせい みと かつ 連絡等の手段として必要性があると認められる方。ただ でんわ どう こんなん ちょうかくしょう し、電話によるコミュニケーション等が困難な聴覚障が い者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	71,000円
かし 下肢または たいかん なんびょう 体幹(難病)	にゅうよくほじょうぐ 入浴補助用具	かしまた たいかんきのうしょう しゅう しんたいしょう 下肢又は体幹機能に障がいを有する身体障がい 者(児)(ただし、原則として3歳以上の方)で入浴 かいじょ ひつよう かつおよ にゅうよく かいじょ ひつよう に介助を必要とする方及び入浴に介助を必要とす る難病患者等	90,000円
へいこう 平衡または かし 下肢もしくは たいかん なんびょう 体幹(難病)	ほこうしえんようぐ 歩行支援用具	へいこうきのうまた かしも たいかんきのうしょう 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを ゆう しんたいしょう しゃ じ かつていない いどうどう 有する身体障がい者(児)で、家庭内の移動等に かいじょ ひつよう かつおよ かしきのう しょう おいて介助を必要とする方及び下肢機能に障が いのある難病患者等	60,000円
かし 下肢または たいかん なんびょう 体幹(難病)	どくしゅしんだい 特殊寝台	かしまた たいかんきのうしょう きゅういじょう しんたいしょう 下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい しゃ じ およ ね じょうたい なんびょうかんじやとう 者(児)及び寝たきりの状態にある難病患者等	154,000円
へいこう 平衡または かし 下肢もしくは たいかん 体幹 など	どうぶほごぼう 頭部保護帽(スポンジ、 かわおよ かつおよ かつおよ かつおよ 革及びプラスチックを主 ざいりよう 材料としているもの)	へいこうきのうまた かしも たいかんきのうしょう 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを ゆう ほこう りつゐ ふあんてい ひんぱん てんどう おそ 有し、歩行や立位が不安定で頻りに転倒する恐れ のある身体障がい者(児)。又は、重度又は最重度 ちてきしょう しゃ じ も せいしんしょう しゃ の知的障がい者(児)若しくは精神障がい者で、て んかんの発作等により頻りに転倒する方	36,750円

# ふくしょうぐ 福祉用具

## ほ そうぐ 補装具

**身 難**

がいよう 概要	からだ ふじゆう おきな そうぐ こうにゆうひ しゅうりひ じよせい 体の不自由なところを補うための装具の購入費または修理費を助成します
たいしょうしゃ 対象者	しんたいしょうがいでちよう も かた なんびょうかんじや 身体障害者手帳を持っている方、難病患者など
じよせい 助成できな い場合 ①～④のひと つても該当す れば対象外	しちようそんみんぜいしよとくわり まんえんいじよう ①市町村民税所得割46万円以上 こうにゆうご しゅうりご しんせい ②購入後または修理後の申請 かいごほけんとう きゅうふ う ③介護保険等による給付を受けられる こうにゆう げんそく たいようねんすう こ ④購入にあたり、原則として耐用年数を超えていない
じ こ ふたん 自己負担	しちようそんみんぜいかぜいせたい ひよう わり えん じようげん 市町村民税課税世帯：費用の1割(37,200円が上限) せいかつ ほ ごせたいおよ しちようそんみんぜいひかぜいせたい えん 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯：0円 ほ そうぐ きじゆんがく こ ばあい じ こ ふたん ※補装具の基準額を超える場合は超えた分も自己負担
しよようきかん 所要期間	こうにゆう しんせい こうふけつてい やく げつ けん しんさ 購入・申請から交付決定まで約2か月(県の審査があります) しゅうり しんせい こうふけつてい やく にち けん しんさ ひつよう ばあい やく げつ 修理・申請から交付決定まで約15日(県の審査が必要な場合は約2か月)
まどぐち 窓口	しょう しゃしえんか てんわ かくししよしょう ふくしたんとうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 各支所障がい福祉担当窓口

てつづ 手続きの種類	てちよう 手帳 ※1	みつもりしよ 見積書 カタログ	いけんしよ 意見書 ※2	こじんばんごう 個人番号	てちよう なんびょうかんじやとう ※1【手帳がない難病患者等】 していなんびょういりようじゆきゆうしゃしよ 指定難病医療受給者証 いけんしよ ※2【意見書】 しよてい しんだんしよ しやくしよまどぐち けん 所定の診断書(市役所窓口・県のホームペー ジにあります)で県の指定医師が作成したもの
こうにゆう 購入	○	○	○	○	
しゅうり 修理	○	△ カタログ不要		○	

しょう 障がいの種類	おも ほ そうぐ 主な補装具
したいふじゆう 肢体不自由	くるまいす しせいほじそうち そうぐ ほこうき ほこうほじよ ぎしゆ ぎそく 車椅子、姿勢保持装置、装具、歩行器、歩行補助つえ、義手、義足
ちようかく 聴覚	ほちようき 補聴器
しかく 視覚	めがね もうじんあんぜんつえ はくじよう 眼鏡、盲人安全杖(白杖)
したいふじゆう おんせい げんごしよ 肢体不自由及び音声・言語障がい	い しでんたつそうち 意思伝達装置



# ふくしょうぐ 福祉用具

けいど ちゅうていど ちょうかくしやう じ ほちやうき こうにゆうひ じよせい <b>軽度・中程度の聴覚障がい児への補聴器の購入費の助成</b>		<b>他</b>
がいよう 概要	しんたいしやうがいしやてちやう こうふたいしやう けいど ちゅうていど ちょうかくしやう じ ほちやうき こうにゆうひやう 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の聴覚障がい児への補聴器の購入費用 のいちぶ じよせい の一部を助成します	
たいしやうしや 対象者 (①+②)	りやうみみ ちやうりよく てしべるいじやう しんたいしやうがいしやてちやう こうふたいしやう かた ①両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない方 さいみまん ほちやうき そうやう げんご しゅうとくとういつてい こうか きたい いし ②18歳未満で、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると医師が はんだん かた 判断する方	
じよせいがかく 助成額	たいしやうほちやうき きじゆんがく はんいなく ほちやうきこうにゆうひ ぶん げんと じよせい 対象補聴器の基準額の範囲内で、補聴器購入費の3分の2を限度に助成	
ひつやうしよるい 必要書類	みつもりしよ い し いけんしよ こうにゆう ほちやうき せいのおひやう こじんばんごう 見積書、医師の意見書、購入する補聴器のカタログ・性能表、個人番号	
しよやうきかん 所要期間	しんせい じよせいけつてい やく しゅうかん 申請から助成決定まで約2週間	
まどぐち 窓口	しやう しやしえんか てんわ かくししよしやう ふくしたんどうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 各支所障がい福祉担当窓口	



ざいたく しやうにまんせいとくていしっぺい かた ようぐひ じよせい <b>在宅の小児慢性特定疾病の方への用具費の助成</b>		<b>難</b>
がいよう 概要	ざいたく しやうにまんせいとくていしっぺい かた にちじやうせいかつ りべん はか ひつやう ようぐこうにゆうひ いちぶ 在宅の小児慢性特定疾病の方へ、日常生活の利便を図るために必要な用具購入費の一部を じよせい 助成します	
たいしやうしや 対象者 (①+②)	しやうにまんせいとくていしっぺいりやうじゆきゆうしやしやう も かた ①小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方 ざいたく さいみまん かた ②在宅の18歳未満の方 など	
じよせいがかく 助成額	しちやうそんみんぜいかぜいせたい かくようぐ きじゆんがく かぜいがかく いちぶふたん 市町村民税課税世帯：各用具の基準額について、課税額により一部負担 じやうきがい せたい きじゆんがくい か ぜんがくじよせい 上記以外の世帯：基準額以下を全額助成	
ひつやうしよるい 必要書類	みつもりしよ しやうにまんせいとくていしっぺいりやうじゆきゆうしやしやう こじんばんごう 見積書、カタログ、小児慢性特定疾病医療受給者証、個人番号 など	
しよやうきかん 所要期間	しんせい じよせいけつてい やく か 申請から助成決定まで約10日	
まどぐち 窓口	しやう しやしえんか てんわ かくししよしやう ふくしたんどうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 各支所障がい福祉担当窓口	

# ぜい こうじよせいど 税の控除制度

## しよとくぜい じゆうみんぜい しょうがいしゃこうじよ 所得税・住民税の障害者控除

身 療 精

がいよう 概要	ほんにん ぜいほうじょう ふようしんぞく しょう しゃ ばあい しょうがいしゃこうじよ ぜい けいげん 本人、税法上の扶養親族が障がい者である場合、障害者控除により税が軽減されます	
たいしょうしゃ 対象者	ほんにん どういつせいけいはいぐうしゃまた ぜいほうじょう ふようしんぞく しょう しゃ 本人、同一生計配偶者又は税法上の扶養親族が障がい者	
区分 くぶん	障害者 しょうがいしゃ	しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう 身体障害者手帳3～6級 りょういくてちょうびー びー 療育手帳B1・B2 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゅう 精神障害者保健福祉手帳2・3級 など
	特別障害者 とくべつしょうがいしゃ	しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう 身体障害者手帳1・2級 りょういくてちょうえー えー 療育手帳A1・A2 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゅう 精神障害者保健福祉手帳1級 など
てつづきさき 手続先	きゅうよしよとくしゃ きんむさき ねんまつちようせい しんこく がつ 給与所得者・・・勤務先での年末調整(または申告)11～12月 じようきいがい かつ ぜいむしよ かくていしんこく し しけんみんぜいしんこく がつ 上記以外の方・・・税務署への確定申告、または市への市県民税申告 2～3月	
ひつようしるい 必要書類	しょう しゃてちょう か 障がい者手帳(コピー可)	
びこう 備考	てちょうこうふび よくとし たいしよう 手帳交付日の翌年から対象となります てちょう こうふ こうじよ たいしよう ばあい 手帳が交付されていなくても控除の対象となる場合があります くわ と あ 詳しくはお問い合わせください	
といあわ 問合せ	しみんぜいか てんわ 市民税課 電話 33-4107 やつしろぜいむしよ てんわ 八代税務署 電話 32-3141	

## そうぞくぜい しょうがいしゃこうじよ 相続税の障害者控除

身 療 精

がいよう 概要	そうぞくにん さいみまん しょう しゃ ばあい そうぞくぜいがく しょうがいしゃこうじよ さ ひ 相続人が85歳未満で障がい者の場合、相続税額から障害者控除を差し引くことができ ます	
区分 くぶん	障害者 しょうがいしゃ	しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう 身体障害者手帳3～6級 りょういくてちょうびー びー 療育手帳B1・B2 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゅう 精神障害者保健福祉手帳2・3級 など
	特別障害者 とくべつしょうがいしゃ	しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう 身体障害者手帳1・2級 りょういくてちょうえー えー 療育手帳A1・A2 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゅう 精神障害者保健福祉手帳1級 など
ひつようしるい 必要書類	しょう しゃてちょう か 障がい者手帳(コピー可)	
びこう 備考	てちょう こうふ こうじよ たいしよう ばあい 手帳が交付されていなくても控除の対象となる場合があります くわ と あ 詳しくはお問い合わせください	
といあわ 問合せ	やつしろぜいむしよ てんわ 八代税務署 電話 32-3141	

# ぜい げんめんせいど 税の減免制度

## けいじどうしゃぜい げんめん 軽自動車税の減免

身 療 精

**がいよう 概要**  
こべつ しょう どうきゅう けいじどうしゃぜいしゅべつわり げんめん  
個別の障がいの等級により、軽自動車税種別割の減免があります  
けいじどうしゃぜいかんきょうせいのうわり げんめん くもとけん といあわ  
※軽自動車税環境性能割の減免については、熊本県にお問合せください

**きじゆん び 基準日**  
がつ にちげんざい てちよう も げんめんようけん くぶん み ひつよう  
4月1日現在、手帳をお持ちで減免要件(区分)を満たしている必要があります  
てちようこうふ び がつ にちいこう ばあい よくねんど しんせい  
手帳交付日が4月2日以降の場合は、翌年度の申請となります

**たいしょうしゃ 対象者**  
しんたいしょう しゃなど しんたいしょう しゃなど せいけい いつ もの ふく しょう しゃりよう  
・身体障がい者等(身体障がい者等と生計を一にする者を含む)が所有する車両  
こうぞう もっぱ しんたいしょう しゃなど りよう きよう しゃりよう  
・構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである車両

<b>くぶん 区分</b>	<b>しんたい 身体</b>	しかく 視覚	1～3級、4級の1
		ちようかく 聴覚	2・3級
		へいこう 平衡	3級
		おんせい 音声	3級(条件あり)
		ないぶ 内部	1～3級
	<b>したい 肢体</b>	じようし 上肢	1・2級
		かし 下肢	1～6級(条件あり)
		たいかん 体幹	1～3級、5級
		その他	にゅうようじきいぜん ひしんこうせいのうびようへん 乳幼児期以前の非進行性脳病変 うんどうきのうしやう じようけん による運動機能障がい(条件あり)
	<b>りよういく 療育</b>	えー えー	A1・A2
<b>せいしん 精神</b>	きゆう	1級	

**だいすうせいげん 台数制限**  
げんめんたいしょう しょう しゃひとり だいかぎ  
減免対象となるのは障がい者1人につき1台限り

**ひつようしるい 必要書類**  
しょう しゃてちよう しゃけんしょうおよ じどうしゃけんさしようきろくじこう うんてんめんきょしょう こじんばんごう  
障がい者手帳、車検証及び自動車検査証記録事項、運転免許証、個人番号

**しんせいきげん 申請期限**  
がつ にち のうきげん にちまえ まいとししんせい ひつよう  
4月1日から納期限の7日前まで(毎年申請が必要)

<b>といあわ 問合せ</b>	けいじどうしゃぜいしゅべつわり 軽自動車税種別割	しみんぜいか でんわ 市民税課 電話 33-4107	
	けいじどうしゃぜいかんきょうせいのうわり 軽自動車税環境性能割	くもとけんじどうしゃぜいじむしょ でんわ 熊本県自動車税事務所 電話 096-368-4020 ◆熊本県HP 『自動車税(種別割・環境性能割)の減免についてのご案内』	

# ぜい げんめんせいど 税の減免制度

ふつうじどうしゃぜい げんめん 普通自動車税の減免		身 療 精	
がいよう 概要	こべつ しょう どうきゅうどう ふつうじどうしゃ じどうしゃぜいしゅべつわり じどうしゃぜいかんきょうせいとうわり げんめん 個別の障がい者の等級等により、普通自動車の自動車税種別割、自動車税環境性能割の減免 があります		
たいしょう 対象	しょう しゃほんにんまた しょう しゃ せいけい いつ もの しょうゆう じかようしゃ ・障がい者本人又は、障がい者と生計を一にする者が所有する自家用車 しょう しゃ とくべつ しょう じどうしゃ ・障がい者のために特別の仕様がされた自動車		
くぶん 区分	34ページ「軽自動車税の減免」に同じ		
ひつようしるい 必要書類	しょう しゃてちよう どうしゃけんさしやうきろくじこう うんでんめんきよしょうとう 障がい者手帳、自動車検査証記録事項、運転免許証等 くわ といあわ さき かくにん ※詳しくは問合せ先に確認してください		
といあわ 問合せ	じどうしゃぜいしゅべつわり 自動車税種別割 じどうしゃぜいかんきょうせいとうわり 自動車税環境性能割	くまもとけんじどうしゃぜいじむしょ てんわ 熊本県自動車税事務所 電話 096-368-4020 くまもとけんけんなんこういきほんぶかぜいか てんわ 熊本県県南広域本部課税課 電話 33-3180 くまもとけん ◆熊本県ホームページ	
じどうしゃぜい しゅべつわり かんきょうせいとうわり げんめん あんない 『自動車税(種別割・環境性能割)の減免についてのご案内』			

しょうがくちやく ひかぜいせいど ゆう 少額貯蓄の非課税制度(マル優)		身 療 精	
がいよう 概要	よちよきん いったい ゆうかしやうけん かんぼん ごうけいかく まんえん りし ひかぜい 預貯金や一定の有価証券などの元本の合計額が350万円までの利子が非課税になります		
たいしょうしゃ 対象者	しょう しゃてちよう も かたどう 障がい者手帳をお持ちの方等		
まどぐち 窓口	かくきんゆうきかんまどぐち 各金融機関窓口		
			

# りょうきん わりびきせいど とう 料金の割引制度やサービス等

えぬえいちけいほうそうじゆしんりよう げんめん <b>N H K 放送受信料の減免</b>		<b>身 療 精</b>
くぶん 区分	ぜんがくめんじよ 全額免除 (①かつ②)	①障がい者手帳をお持ちの方が世帯構成員 ②世帯全員が市町村民税非課税
	はんがくめんじよ 半額免除 (①または②)	①視覚・聴覚障がい者が住民票上の世帯主かつ受信契約者 ②身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの手帳をお持ちの方が住民票上の世帯主かつ受信契約者
ひつようしよるい 必要書類	しょう しゃてちよう いんかん 障がい者手帳と印鑑	
ちゆうい 注意	しんせいしよ ゆうそう ていしゆつ えぬえいちけい どうちやく つき わりびき かいし 申請書(郵送で提出)がNHKに到着した月から割引開始	
といあわ 問合せ	えぬえいちけいしちようしゃ てんわ NHK視聴者コールセンター 電話 0570-077-077	
まどぐち 窓口	しょう しゃしえんか てんわ かくししよしよ ふうしたんどうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 各支所障がい福祉担当窓口	



ゆうりようどうろつうこうりよう わりびき わりびき <b>有料道路通行料の割引(5割引)</b>		<b>身 療</b>			
たいしよしゃ 対象者	<table border="1"> <tr> <td>しんたいしよがいはてちよう だい しゆ 身体障害者手帳(第1種) りよういくてちよう えー えー 療育手帳(A1・A2)</td> <td>かいごしゃ うんてん しよう しゃ どうじよう じどうしゃ 介護者が運転し、障がい者が同乗する自動車</td> </tr> <tr> <td>しんたいしよがいはてちよう 身体障害者手帳</td> <td>しょう しゃほんにん うんてん じどうしゃ 障がい者本人が運転する自動車</td> </tr> </table>	しんたいしよがいはてちよう だい しゆ 身体障害者手帳(第1種) りよういくてちよう えー えー 療育手帳(A1・A2)	かいごしゃ うんてん しよう しゃ どうじよう じどうしゃ 介護者が運転し、障がい者が同乗する自動車	しんたいしよがいはてちよう 身体障害者手帳	しょう しゃほんにん うんてん じどうしゃ 障がい者本人が運転する自動車
しんたいしよがいはてちよう だい しゆ 身体障害者手帳(第1種) りよういくてちよう えー えー 療育手帳(A1・A2)	かいごしゃ うんてん しよう しゃ どうじよう じどうしゃ 介護者が運転し、障がい者が同乗する自動車				
しんたいしよがいはてちよう 身体障害者手帳	しょう しゃほんにん うんてん じどうしゃ 障がい者本人が運転する自動車				
しよゆうしゃ 所有者	しょう しゃほんにん はいぐうしゃ こ まご きやうだいしまい どうきよ しんぞくなど 障がい者本人、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、同居の親族等				
ひつようしよるい 必要書類	<table border="1"> <tr> <td>いーていーしー ETCなし ①~③</td> <td>①身体障害者手帳または療育手帳 ②車検証(※電子車検証) ③免許証(障がい者本人が運転する場合のみ)</td> </tr> <tr> <td>いーていーしー ETCあり ①~⑤</td> <td>④ETCカード(本人名義・18歳未満の場合は保護者名義で可) ⑤ETC車載器の管理番号が確認できるもの(セットアップ証明書等) ※電子車検証をお持ちの方は②車検証の代わりに「電子車検証の原本」 「自動車検査証記録事項」「車検証閲覧アプリが入った電子機器」が必要 ※ETCなしの場合は自動車登録なしでの申請もできます</td> </tr> </table>	いーていーしー ETCなし ①~③	①身体障害者手帳または療育手帳 ②車検証(※電子車検証) ③免許証(障がい者本人が運転する場合のみ)	いーていーしー ETCあり ①~⑤	④ETCカード(本人名義・18歳未満の場合は保護者名義で可) ⑤ETC車載器の管理番号が確認できるもの(セットアップ証明書等) ※電子車検証をお持ちの方は②車検証の代わりに「電子車検証の原本」 「自動車検査証記録事項」「車検証閲覧アプリが入った電子機器」が必要 ※ETCなしの場合は自動車登録なしでの申請もできます
いーていーしー ETCなし ①~③	①身体障害者手帳または療育手帳 ②車検証(※電子車検証) ③免許証(障がい者本人が運転する場合のみ)				
いーていーしー ETCあり ①~⑤	④ETCカード(本人名義・18歳未満の場合は保護者名義で可) ⑤ETC車載器の管理番号が確認できるもの(セットアップ証明書等) ※電子車検証をお持ちの方は②車検証の代わりに「電子車検証の原本」 「自動車検査証記録事項」「車検証閲覧アプリが入った電子機器」が必要 ※ETCなしの場合は自動車登録なしでの申請もできます				
といあわ 問合せ	ねくすこにしにほん てんわ NEXCO西日本 電話 045-477-1233				
まどぐち 窓口	しょう しゃしえんか てんわ かくししよしよ ふうしたんどうまどぐち 障がい者支援課 電話 33-5110 各支所障がい福祉担当窓口				



# りょうきん わりびきせ いど とう 料金の割引制度やサービス等

うんちん わりびき わりびき <b>タクシー運賃の割引(1割引)</b>		<b>身 療</b>	
たいしょうしゃ 対象者	しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう かた 身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方		
てつづ 手続き	しょう しゃてちょう しゃない ていじ わりびき ばあい じぜん かくにん 障がい者手帳を車内で提示 ※割引がない場合があるため、事前にご確認ください		
といあわ 問合せ	かく がいしゃ 各タクシー会社		

のりあい うんちん わりびき わりびき <b>バス・乗合タクシー運賃の割引(5割引)</b>		<b>身 療 精</b>	
たいしょうしゃ 対象者	しんたいしょうがいしゃてちょうだい しゅ も かた 身体障害者手帳第1種をお持ちの方	ほんにんおよ かいごしゃ 本人及び介護者ともに	
	りょういくてちょう も かた 療育手帳をお持ちの方	わりびき 5割引	
たいしょうしゃ 対象者	しんたいしょうがいしゃてちょうだい しゅ も かた 身体障害者手帳第2種をお持ちの方	ほんにん わりびき 本人のみ 5割引	
	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう も かた 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		
てつづ 手続き	しょう しゃてちょう じょうしやりょうきんしほら まどぐち しゃない ていじ 障がい者手帳を乗車料金支払い窓口、または車内で提示		かみぞのこうつう 神園交通
といあわ 問合せ	かく がいしゃ のりあい ちいせいさくか 各バス会社、乗合タクシーは地域政策課へ 電話 33-4168		

こうくううんちん わりびき こうくうかくしゃ せつてい わりびきりつ <b>航空運賃の割引(航空各社が設定する割引率)</b>		<b>身 療 精</b>	
たいしょうしゃ 対象者	しょう しゃてちょう も かたおよ かいごしゃ めい わりびきたいしょう かくこうくうがいしゃ せつてい 障がい者手帳をお持ちの方及び介護者1名(割引対象は各航空会社で設定)		
といあわ 問合せ	こうくうかくしゃ 航空各社		

じえいあーるきゅうしゅううんちん わりびき わりびき <b>J R 九州運賃の割引(5割引)</b>		<b>身 療 精</b>	
くぶん 区分	しゅべつ 種別	たいしょうしゃ 対象者	じょうしやくんしゅべつ 乗車券種別
	だい しゅ 第1種	てちょう も かたたんどく かたみち きろいじょう くかん 手帳をお持ちの方単独で片道101km以上の区間を りょう 利用される方	ふつうじょうしやくん 普通乗車券
		てちょう も かたおよ どうはん かいごしゃ めい 手帳をお持ちの方及び同伴の介護者1名 かたみち きろみまん くかん わりびきか (片道101km未満の区間も割引可)	ふつうじょうしやくん 普通乗車券 かいすうじょうしやくん 回数乗車券 ふつうきゅうこうけん 普通急行券 ていきじょうしやくん 定期乗車券
	だい しゅ 第2種	てちょう も かたたんどく かたみち きろいじょう くかん 手帳をお持ちの方単独で片道101km以上の区間を りょう 利用される方	ふつうじょうしやくん 普通乗車券
てちょう も さいみまん かたおよ どうはん かいごしゃ めい 手帳をお持ちの12歳未満の方及び同伴の介護者1名		ていきじょうしやくん 定期乗車券	
てつづ 手続き	じょうしやくんこうにゅうじ てちょう ていじ じょうしやくん てちょうけいこう 乗車券購入時に手帳の提示(乗車時手帳携行)		
といあわ 問合せ	じえいあーるかくえき J R 各駅		

# りょうきん わりびきせいど とう 料金の割引制度やサービス等

## やつしろしりつしせつ しょうりょう げんめん 八代市立施設の使用料の減免

身 療 精

たいしょうしせつ 対象施設	やつしろしりつはくぶつかん やつしろ ちけん とう 八代市立博物館※、八代トヨオカ地建アリーナ等のスポーツ施設※、お祭りでんでん館※、 せんちやうけんこうおんせん ひなぐおんせん ゆ とうやうこうりゆう 千丁健康温泉センター、日奈久温泉センターばんぺい湯、東陽交流センターせせらぎ ゆめ など 夢あかり等
ちゅうい 注意	あいていー しょう しゃわりびき てきやう ※の施設はミライロ I D で障がい者割引が適用されます あいていー しょう しゃわりびきとう おこな じえいあーるきゆうしゆう ひさつ てつどうなど りやう 「ミライロ I D」:障がい者割引等を行う J R 九州や肥薩おれんじ鉄道等もご利用できます
ちゅうい 注意	げんめん たいしょう か ひ たいしょうしせつ こと ちやくせつ と あ 減免の対象や可否については対象施設ごとに異なるため、直接お問い合わせください

## ひさつ てつどう うんちんわりびき わりびき 肥薩おれんじ鉄道の運賃割引(5割引)

身 療 精

くぶん 区分	しんたいしょうがいしゃてちやう だい しゅ 身体障害者手帳 第1種 りやういくてちやう えー えー 療育手帳 A1・A2 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちやう きゆう 精神障害者保健福祉手帳1級	てちやう おもち かたたんどく ばあい 手帳をお持ちの方単独の場合 てちやう も かたおよ とうはん かいごしゃ めい 手帳をお持ちの方及び同伴の介護者1名	
てつづ 手続き	しんたいしょうがいしゃてちやう だい しゅ 身体障害者手帳 第2種 りやういくてちやう びー びー 療育手帳 B1・B2 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちやう きゆう 精神障害者保健福祉手帳2・3級	てちやう も かたたんどく ばあい 手帳をお持ちの方単独の場合	
てつづ 手続き	じやうしゃけんこうにゆうじ てちやう ていじ じやうしゃじてちやうけいこう 乗車券購入時に手帳の提示(乗車時手帳携行)		
といあわ 問合せ	ひさつ てつどうまどぐち でんわ 肥薩おれんじ鉄道窓口 電話 0996-63-6860		

## えいがかんしょうりょう わりびき かくかん せつてい わりびきりつ 映画鑑賞料の割引(各館が設定する割引率)

身 療 精

てつづ 手続き	かんしょうけんこうにゆうじ しょう しゃてちやう ていじ 鑑賞券購入時に障がい者手帳を提示
といあわ 問合せ	かくえいがかん 各映画館

## けいたいでんわ わりびき かくしゃ せつてい わりびきりつ 携帯電話の割引(各社が設定する割引率)

身 療 精

たいしょうしゃ 対象者	わりびきたいしょう ないやう かくしゃ きじゆん 割引対象・内容は各社の基準によります
といあわ 問合せ	かくけいたいでんわがいしゃ 各携帯電話会社

## あお とりゆうびんはがき むしょうはいふ 青い鳥郵便葉書の無償配布

身 療

がいやう 概要	ねん かい まい むしょうはいふ 年に1回、ひとり20枚を無償配布します	
たいしょうしゃ 対象者	しんたいしょうがいしゃてちやう きゆう または りやういくてちやう えー えー も かた 身体障害者手帳1・2級 または 療育手帳 A1・A2をお持ちの方	
しんせいきかん 申請期間	まいとし がつ にち がつ 毎年4月1日～5月31日	
ひつやうしよるい 必要書類	しょう しゃてちやう しょうてい しんせいしよ 障がい者手帳、所定の申請書	
まどぐち 窓口	も よ ゆうびんきよくまどぐち ゆうそう しんせい 最寄りの郵便局窓口もしくは郵送で申請	
といあわ 問合せ	やつしろゆうびんきよく てんわ 八代郵便局 電話 0570-078-592	

# その他のサービス

## 障がい者等用駐車場の利用証

身 療 精 他

概要 熊本県が定める利用証交付基準に該当する人に、障がい者等用駐車スペースを利用するための利用証(ハートフルパス)を交付します

### 対象者 表のいず れかに 該当する方

身体障害者手帳	下表
療育手帳	A1・A2
精神障害者保健福祉手帳	1級
介護保険被保険者証	要介護1以上
指定難病医療受給者	
妊産婦(妊娠7か月~分娩予定月の1年後の月末まで) ※多胎の場合、期間が異なりますので、お問い合わせください。	
けが人等(※診断書など) ※診断書様式はお問い合わせください	



障害名	等級	
視覚障がい	4級以上	
平衡機能障がい	5級以上	
肢体不自由	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
脳原性運動機能障害	上肢機能	2級以上
	移動機能	6級以上
内部障がい(心臓、腎臓、呼吸器など)	4級以上	

必要書類 上記の要件を証明できるもの(身体障害者手帳などの原本)  
※代理申請の場合、代理人の身分証明書も必要

所要期間 窓口申請の場合、即日交付

電子申請 必要書類(※)をそろえ、電子申請システムを通じて申請  
送料180円(支払い方法:クレジットカード(Visa/Mastercard/jcb/American Express/Diners Club)またはPaypay)  
(※)必要書類については画像ファイルの送信が必要

電子申請システム



郵送申請 必要書類と返信用切手(180円)を下記に郵送  
〒862-8570 熊本県健康福祉政策課ハートフルパス担当宛て

熊本県ホームページ



窓口 熊本県八代保健所 電話 33-3197  
障がい者支援課 電話 33-5110

# その他のサービス

ちゅうしゃきんしくいき ちゅうしゃ 駐車禁止区域における駐車		身 療 精 他
がいよう 概要	ほこう こんなん かた ちゅうしゃきんしくいき ちゅうしゃ せいで 歩行が困難な方などが駐車禁止区域において駐車できる制度です	
たいしょうしゃ 対象者	① 身体障害者手帳 下肢1～4級、体幹1～3級などをお持ちの方	
①～③のい ずれかに 該当する方	② 療育手帳A1・A2をお持ちの方 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方	
ひつようしよるい 必要書類	しょう しゃてちよう 障がい者手帳	
まどぐち 窓口	やつしろけいさつしよ だんわ 八代警察署 電話 33-0110	

やつしろバリアフリーマップ		他
がいよう 概要	やつしろしな い しせつ しようかい からだ ふじゆう かた ちい こ 八代市内にあるバリアフリー施設を紹介しています。体が不自由な方や小さな子どもがい る方など、多くの方が安心して外出するための施設を目的に応じて検索できます	
といあわ 問合せ	しょう しゃしえんか だんわ 障がい者支援課 電話 33-5110	

ねっと きんきゆうつうほう NET119緊急通報システム		他
がいよう 概要	ちやうかく ほつわ しょう おんせい きんきゆうつうほう ふあん かた けいたい 聴覚や発話の障がいにより、音声での緊急通報に不安な方が、スマートフォンなどの携帯 端末を使って、“素早く”119番に通報できるシステムです。サービスご利用の前には事前 登録が必要です。	
といあわ 問合せ	うえぶどうろく きぼう かた みぎ きゆうあーる よ と から そうしん Web登録をご希望の方は、右のQRコードを読み取り、空メールを送信してください。 やつしろこういきぎやうせいじ おくみあいしやうほうほんぶしれいか だんわ 八代広域行政事務組合消防本部指令課 電話 32-6181	

ゆうびん どうひよう 郵便による投票		身
がいよう 概要	どうひようじよ い こんなん かた じたく どうひようようし きにゆう ゆうびん どうひよう 投票所に行くことが困難な方は自宅で投票用紙に記入し、郵便で投票ができます	
たいしょうしゃ 対象者	りようかし たいかん いどうきのう 両下肢、体幹、移動機能	
ひび 表のいずれかに 該当する方	しんぞう ぞう こきゆうき ちやくちよう しょうちよう 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	
	めんえききのう かんぞう 免疫機能、肝臓	
ひつようしよるい 必要書類	しんたいしやうがいしやてちよう しょうてい しんせいしよ 身体障害者手帳、所定の申請書	
まどぐち 窓口	やつしろしせんきよかんりいんかい だんわ 八代市選挙管理委員会 電話 30-1663	

# その他のサービス

くるま むりようかしだし <b>車いすの無料貸出</b>		<b>他</b>
がいよう 概要	いちじてき くるま ひつよう かた げんそく しゅうかん か だ 一時的に車いすが必要な方へ、原則1週間まで貸し出します	
たいしょうしゃ 対象者	くるま ひつよう かた しょう うむ と 車いすが必要な方(障がいの有無は問いません)	
かしだしばしょ 貸出場所	やつしろしやくしよ かがみししよ じぜんよやく ふよう 八代市役所、鏡支所 ※事前予約は不要です	
まどぐち 窓口	しょう しゃしえんか てんわ かがみししよちいきんこうか てんわ 障がい者支援課 電話 33-5110 鏡支所地域振興課 電話 52-7836	

てんじ ろくおんとしよ ゆうそうかしだし <b>点字・録音図書の郵送貸出</b>		<b>身</b>
がいよう 概要	てん じしりょう ろくおんとしよ てん しゅうかん ゆうそう か だ 点字資料・録音図書を10点まで2週間、郵送で貸し出します	
たいしょうしゃ 対象者	しかくしょうがいしゃ きゅう かた 視覚障害者 1・2級の方	
ひつようしるい 必要書類 および てつづ 手続き	どうろく しゃかい 登録(初回) ほんにんしんせい しんたいしょうがいしゃてちょう 本人申請:身体障害者手帳 だいいりしんせい しんたいしょうがいしゃてちょう いにんじょう 代理申請:身体障害者手帳、委任状	
かしだし 貸出	かしだし ほうしこみ しんせい らいかんしんせい ホームページの申込フォームから申請、または来館申請	
といあわせ 問合せ	やつしろしりつとしまかん てんわ 八代市立図書館 電話 32-3385	

せいねんこうけんせいど <b>成年後見制度</b>		<b>他</b>
がいよう 概要	ほんだんのうりよく じゅうぶん かた ざいさんかんり しょうがいふくし どう りよう てつづ 判断能力が十分でない方の財産管理や障害福祉サービス等を利用するための手続きなどを しえん しく 支援する仕組みです	
たいしょうしゃ 対象者	もうした かた ほんにん はいぐうしゃ しんどうない しんぞくなど 申立てできる方:本人、配偶者、4親等以内の親族等 ほんせいど もうした おこな しんぞくどう りゆう もうした ばあい ひつよう ※本制度の申立てを行う親族等がいけないなどの理由により、申立てができない場合は、必要 おう やつしろし もうした おこな に応じて八代市が申立てを行うこともあります	
まどぐち 窓口	そうだん やつしろしせいねんこうけんしえん しょう しゃしえんか てんわ 【相談】八代市成年後見支援センター(障がい者支援課) 電話 35-0294 てつづ くもとかていさいばんしよ やつしろし ぶ てんわ 【手続き】熊本家庭裁判所 八代支部 電話 32-2176	

# た その他のサービス

ちいきふくしけんりようごじぎょう にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう <b>地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)</b>		<b>療 精 他</b>
がいよう 概要	はんだんのうりよく じゅうぶん かた たい しえんいん ふくし りようえんじよ にちじょうてき きんせん 判断能力が十分でない方に対して支援員が福祉サービスの利用援助や日常的な金銭 かんり しえん おこな 管理などの支援を行います	
たいしょうしゃ 対象者	ちてきしょう せいしんしょう かた はんだんのうりよく じゅうぶん かた 知的障がいや精神障がいの方などの判断能力が十分でない方	
りようりよう 利用料	せいかつ ほ ごじゆきゆうしゃ わりよう 生活保護受給者:無料 それ以外の方:有料 ※詳しくはお問い合わせください	
まどぐち 窓口	やつしろししゃかいふくしきょうぎかい てんわ 八代市社会福祉協議会 電話 62-8228	

ひなんこうどうようしえんしゃとうろくせいど <b>避難行動要支援者登録制度</b>		<b>身 療 精 他</b>
がいよう 概要	ひなんしえんとうかんけいしゃ めいぼとうろく かた めいぼじょうほう ていきょう ひなんしえん そな 避難支援等関係者へ名簿登録された方の名簿情報を提供することで避難支援に備えます	
たいしょうしゃひょう 対象者表のい づれかに該当す る方	しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳	1・2級の第1種(心臓またはじん臓機能障がいの方を除く)
	りよういくてちょう 療育手帳	えー えー A1・A2
	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳	きゅう たんしんせたい 1級で単身世帯
	その他	ようかいごにんてい う かた きぼう かた 要介護認定を受けている方や希望する方など
てつづ 手続き	まいとし かいたいしょう かた めいぼとうろく あんない おく 毎年1回対象の方へ名簿登録の案内を送ります	
まどぐち 窓口	ぼうさいたいさく 防災対策について	ききかんりか 危機管理課 てんわ 電話 33-4112
	めいぼとうろく そうふ 名簿登録の送付について	けんこうふくしせいさくか 健康福祉政策課 てんわ 電話 33-4003
	しょう たいしょうしゃ 障がいの対象者について	しょう しゃしえんか 障がい者支援課 てんわ 電話 33-5110
	かいごにんてい たいしょうしゃ 介護認定の対象者について	こうれいしゃしえんか 高齢者支援課 てんわ 電話 33-4436

しゅわ ようやくひつき <b>手話や要約筆記によるコミュニケーション支援</b>		<b>身</b>
がいよう 概要	つういん にちじょうせいかつ さい しゅわ ようやくひつき しえん おこな かた はけん 通院や日常生活の際に、手話や要約筆記によるコミュニケーション支援を行う方を派遣します	
たいしょうしゃ 対象者	ちやうかく おんせい げんごきのうしょう てちょう も かた 聴覚・音声・言語機能障がいの手帳をお持ちの方	
りようりよう 利用料	わりよう 無料(ただし、交通費が必要な場合は実費が必要)	
ひつようしるい 必要書類	しんたいしょうがいしゃてちょう しまかい どうろくじ 身体障害者手帳(初回の登録時のみ)	
まどぐち 窓口	しょう しゃしえんか てんわ 障がい者支援課 電話 33-5110	
	かくししよしょう ふくしたんどうまどぐち 各支所障がい福祉担当窓口	

# その他のサービス

## 失語症の方へのコミュニケーション支援

身 他

概要	日常生活や通院等、コミュニケーション支援を行う方を派遣します
対象者	失語症と診断された方
利用料	無料(ただし、交通費が必要な場合は実費が必要)
必要書類	身体障害者手帳、診断書など失語症であることがわかるもの (初回の登録時のみ)
窓口	障がい者支援課 電話 33-5110 各支所障がい福祉担当窓口

八代市内の障がい者就労支援施設では、おいしいものをつくって販売したり、いろいろな作業を受注しています。

障がい者就労支援施設で製造販売する商品を購入したり、仕事を頼むことで、障がいのある方の支援につながります。

どなたでも利用できますので、是非ご協力ください。

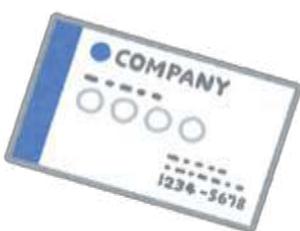
### ●障がい者就労支援施設とは？

障がいのある方の自立と社会参加を促進するための施設で、障がいのある方々が製造した物品(食品を含む)や印刷物、清掃作業などを受注しています。

### ●こんなことをしています

飲食業、パンやお菓子の製造販売、お弁当等の製造・宅配、チラシやポスター、冊子等の印刷、清掃、箱折り、小物雑貨の製造、クリーニングなど

◎対象施設や受注できる物品や作業内容については、八代市 優先調達で検索



# 八代市障がい者サポーター制度

八代市では、障がいのある方が安心して暮らせるまちにするために、障がいをお持ちの方をサポートする人材として「障がい者サポーター」を養成する取組を行っています。

## ●障がい者サポーターとは？

障がいへの理解を深め、障がいのある方が困っている時に、できる範囲で必要な手助けを実践する方です。市主催の研修（オンライン研修あり）を受講する必要があります。

## ●障がい者サポート企業・団体とは？

障がい者の支援につながる取組に積極的に協力いただける企業や団体です。申請により、必要な要件を満たした団体等を市が認定します。

【問合せ】 障がい者支援課 電話 33-5110

申し込みをされた方へYouTube動画の視聴URLを送信します。

- 講師：障がいをお持ちの当事者やその家族など
- 時間：約30分
- 内容：いろいろな障がいについて  
当事者からのメッセージなど



障がい者サポーターになっていただいた方に、シンボルマーク入りのサポーターグッズを差し上げます

# しせつ れんらくさきいちらん 施設の連絡先一覧



れいわねん がつげんざい  
令和8年4月現在

障害児相談支援事業所 特定相談支援事業所 とくていそうだんしえんじぎょうしよ	施設・事業所名	所在地	電話
	かんねさこ荘相談支援事業所	まつえほんまち 松江本町5-15(かんね内)	45-9012
	けいかくそうだんしえんじよ 計画相談支援所 しおん	にしかたまち 西片町1717-1	090-2338-6072
	さいふく 彩福	にしまつえじょうまち 西松江城町6-5	62-8206
	そうだんしえん 相談支援センター オーシャン	どおりちよう 通町6-20	32-4588
	ちいきせいかつそうだんしえん 地域生活相談支援センター すまいる	たなかにしまち 田中西町11-2	45-9956
	えんとくていそうだんしえんじぎょうしよ あさひ園特定相談支援事業所	かみひおきまち 上日置町2345	35-5757
	たらた とら太	みようけんまち 妙見町2377-3	30-0701
	しゅんらん 春蘭	ぐんちくよんばんちよう 郡築四番町6-1	090-8390-1688
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 たいよう	ほんのまち 本野町991-1(グループホームおおぞら荘内)	090-8665-2120
	そうだんしえん ひなぐ相談支援センター 花の実	ひなぐたけのうちまち 日奈久竹之内町3049	43-6611
	ひかわがくえんそうだんしえんじぎょうしよ 氷川学園相談支援事業所	ひかわちようみやばら 氷川町宮原1167-2	62-4081
していとくていそうだんしえんじぎょうしよ 指定特定相談支援事業所 さぼてん	ひかわちようかしま 氷川町鹿島945	52-5505	

いっばんそうだん 一般相談 しえんじぎょうしよ 支援事業所 (地域移行・地域定着)	かんねさこ荘相談支援事業所	まつえほんまち 松江本町5-15(かんね内)	45-9012
	ちいきせいかつそうだんしえん 地域生活相談支援センター すまいる	たなかにしまち 田中西町11-2	45-9956
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 たいよう	ほんのまち 本野町991-1	090-8665-2120

そうだんさき 相談先	じどうはつたつしえん 児童発達支援センター のぞみ	にしまつえじょうまち 西松江城町2-17	080-1782-3664
	くまもとけんなんぶしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 熊本県南部障害者就業・生活支援センター 結	はぎわらまちにちようめ 萩原町二丁目7-2	35-3313
	くまもとけんなんぶ はつたつしよ 熊本県南部発達障がい者支援センター わるつ	にしかたまち 西片町1660 くまもとけんやつしるそうごうちようしゃ かい 熊本県八代総合庁舎2階	62-8839

しょう ぶくしだんたい 障がい福祉団体	しょうがいのしゃ やそのかぞくなど 構成された だんたい です。しょうがいのしゃ ぶくし こうじよう かいいん しんぼく こうりゆう ふか ため活動を行っています。随時、会員を募集していますので、詳しくはお問い合わせください		
だんたいめい 団体名	やつしるしもうじんぶくしきょうぎかい 八代市盲人福祉協議会	やつしるし しゃぶくしきょうかい 八代市ろう者福祉協会	
	やつしるちいき けんこうきぼう かい 八代地域こころの健康希望の会	やつしるて いくせいかい 八代手をつなぐ育成会	
といあわ 問合せ	しょうがいのしゃしえんか だんわ 障がい者支援課 電話 33-5110		

しょうがいのしゃ 相談員	身体	おかもと やすこ 岡本 康子	おおてまち 大手町	35-4661	知的	しょうの すえぞう 庄野 末藏	つきぞえまち 築添町	090-3600-5137
		あおきの りこ 青木の 典子	とうようまち 東陽町	65-2370		こじま 小嶋 ひろみ	そぞうまち 鼠蔵町	090-5089-5076
		しもやま かつまさ 下山 勝正	ふるしろまち 古城町	080-6466-2594		たるうみ さとこ 樽海 哲子	にしかたまち 西片町	090-4513-8497
		なかね こ 中根 タミ子	うやなぎもとまち 植柳元町	080-3229-7978		はたなか かずこ 畑中 和子	かがみまち 鏡町	090-7921-3814
		あきた せいや 稗田 誠也	ながいかりまち 永碓町	FAX 32-3140				

しせつ れんらくさきいちらん  
施設の連絡先一覧



	しせつ じぎょうしよめい 施設・事業所名	しよざいち 所在地	でんわ 電話
ちいきかつどう 地域活動 しえん 支援センター	ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター かんね	まつえほんまち 松江本町5-15	45-9012
	ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター きらきらの里	ほんのまち 本野町451-1	65-7550
	ちいきせいかつぞうだんしえん 地域生活相談支援センター すまいる	たなかにしまち 田中西町11-2	45-9956
ふくし 福祉ホーム	ふくし 福祉ホーム かづら	まつえほんまち 松江本町5-15	45-9012
しょうがいしゃ 障害者 しえんしせつ 支援施設	しょうがいしゃしえんしせつ やつしろがくえん 障害者支援施設 八代学園	ふたみほんまち 二見本町240	38-9131
	しょうがいしゃしえんしせつ ぞう 障害者支援施設 かんねさこ荘	ふたみほんまち 二見本町433	38-9011
	ひかわがくえん 氷川学園	ひかわちようみやほら 氷川町宮原1116	62-4081
	しょうがいしゃしえんしせつ 障害者支援施設 のぞみ	ひかわちようかしま 氷川町鹿島945	52-5505
たんきにゅうしょ 短期入所 じぎょうしよ 事業所	にしこうじ 西小路プロダクツ	にしまつえじようまち 西松江城町6-5	62-8206
	くまもとろうさいびょういん (いりょうがた) 熊本労災病院 (医療型)	たけほらまち 竹原町1670	33-4151
	ショートステイはなみずき	こうげにしまち 高下西町1760	090-2516-2001
	しょうがいしゃしえんしせつ やつしろがくえん 障害者支援施設 八代学園	ふたみほんまち 二見本町240	38-9131
	しょうがいしゃしえんしせつ ぞう 障害者支援施設 かんねさこ荘	ふたみほんまち 二見本町433	38-9011
	スターホームYATSUSHIRO	たかしままち 高島町4228-8	45-9132
	たんきにゅうしょ やつしろひおきまち 短期入所 八代日置町	ひおきまち 日置町99-1	32-1021
	ひかわがくえん 氷川学園	ひかわちようみやほら 氷川町宮原1116	62-4081
しょうがいしゃしえんしせつ 障害者支援施設 のぞみ	ひかわちようかしま 氷川町鹿島945	52-5505	
せいかつかいご 生活介護 じぎょうしよ 事業所	にしこうじ 西小路プロダクツ	にしまつえじようまち 西松江城町6-5	62-8206
	せいかつかいごじぎょうしよ 生活介護事業所 オーシャン	どおりちよう 通町6-20	37-8080
	せかんど 2nd はなみずき	おおむらまち 大村町570-1	35-2000
	せいかつかいご 生活介護 しらぬい	こうごばらまち 高小原町1475-2	080-8388-3817
	ゆいまーる	こうげにしまち 高下西町1760	35-1187
	やつしろしりつきぼう ざと 八代市立希望の里たいよう	こうげにしまち 高下西町1704	34-1877
	はなみずき	こうげにしまち 高下西町2223-1	35-2001
	にちりんがくえん せいかつかいごじぎょうしよ 日輪学院 生活介護事業所にちりん	ぐんちくよんばんちよう 郡築四番町6-1	37-1688
	みのり	みようけんまち 妙見町2377-3	30-0701
	しょうがいしゃしえんしせつ やつしろがくえん 障害者支援施設 八代学園	ふたみほんまち 二見本町240	38-9131
	しょうがいしゃしえんしせつ ぞう 障害者支援施設 かんねさこ荘	ふたみほんまち 二見本町433	38-9011
	まんさく園	ながいかりまち 永碓町961-1	31-7440
	デイサービスセンター愛愛やっちろ	こうづけまち 上野町3702-1	62-8712
	ひかわがくえん 氷川学園	ひかわちようみやほら 氷川町宮原1116	62-4081
しょうがいしゃしえんしせつ 障害者支援施設 のぞみ	ひかわちようかしま 氷川町鹿島945	52-5505	

しせつ れんらくさきいちらん  
**施設の連絡先一覧**



	施設・事業所名	所在地	電話
就労継続支援 A型事業所	ワーキングオフィス きらり八代	ながたまち 長田町2824-1	35-0007
	メイクアップ	しんちまち 新地町855-5	45-5320
	就労支援事業所 ステップ1	こうづけまち 上野町3889-6	32-0028
	イエローリーフ	ながたまち 長田町3477-9	62-8666
	障がい者福祉サービス ながしょう	おきまち 沖町3881-2	45-9889
	らぷらんどカフェ八代	ぶいわらかみまち 豊原上町3228	050-3578-1395
	とらいふ	ぐんちくきはちばんちよう 郡築九番町67-2	43-9122
	スキップ	かがみまちうちだ 鏡町内田239	52-5112
	プラスクレア	かがみまちきたしんち 鏡町北新地868-2	53-8008
	カドル	ひかわちようみやほら 氷川町宮原字小寺376-5	62-3550
	多機能型まるはち	こがななまち 古閑中町字六反田1396-1	080-8373-5966
就労継続支援 B型事業所	西小路プロダクツ	にしまつえじようまち 西松江城町6-5	62-8206
	就労・生活支援センター らぼーる八代	はぎわらちちようめ 萩原町二丁目7-2	45-9333
	障害者就労支援センター テイクオフ	おおむらまち 大村町3906-1	34-8608
	まんさく園	ながいかりまち 永碓町961-1	31-7440
	障がい者福祉サービス ながしょう	おきまち 沖町3881-2	45-9889
	社会就労センター ワークショップ八代	おきまちろくばんわり 沖町六番割3843-1	33-8007
	あじさいぶらす	たななまち 田中町573-8	65-5501
	就労支援事業所 ステップ1	こうづけまち 上野町3889-6	32-0028
	八代市立希望の里たいよう	こうげにしまち 高下西町1704	34-1877
	らぷらんどカフェ八代	ぶいわらかみまち 豊原上町3228	050-3578-1395
	わいわい虹の村	わたしまち 渡町1793	62-8015
	八代農林	ぐんちくはちばんちよう 郡築八番町75-4	46-5770
	集いの家	ぐんちくいちはちばんちよう 郡築一番町275-1	37-1460
	みのり	みようけんまち 妙見町2377-3	30-0701
	就労継続支援B型事業所なぎさの風	おぎしまひがしまち 麦島東町10-17	35-2378
まちなか生活研究所	ほんまちにちようめ 本町二丁目3-38	45-5118	
多機能型まるはち	こがななまち 古閑中町1396-1	080-8373-5966	
プラスクレア	かがみまちきたしんち 鏡町北新地868-2	53-8008	
就労移行 支援事業所	就労・生活支援センター らぼーる八代	はぎわらちちようめ 萩原町二丁目7-2	45-9333
就労定着 支援事業所	八代市立希望の里たいよう	こうげにしまち 高下西町1704	34-1877
	就労・生活支援センター らぼーる八代	はぎわらちちようめ 萩原町二丁目7-2	45-9333

しせつ れんらくさきいちらん  
施設の連絡先一覧



じりつくんれん 自立訓練 (生活訓練 事業所)	しせつ しぎょうしよめい 施設・事業所名	しよざいち 所在地	でんわ 電話
	しゅうろう せいかつしえん やつしろ 就労・生活支援センター らぼーる八代	はぎわらまちにちようめ 萩原町二丁目7-2	45-9333
	あじさいふらす	たなかまち 田中町573-8	65-5501
	まちなか生活研究所	ほんまちにちようめ 本町二丁目3-38	45-5118
きょうどうせいいかつえんじよじぎょうしよ 共同生活援助事業所(グループホーム)	グループホーム 荒神町	ほんまちよんちようめ 本町四丁目3-18	31-6088
	グループホームメイクアップ	しんかいまち 新開町3-282	45-5320
	らいふサポート八代	つぎぞままち 築添町1752-1	37-8870
	グループホーム 愛さんさん	おおむらまち 大村町299-1	43-3308
	グループホームあじさい館	おおむらまち 大村町887	32-2675
	グループホームアスカ	むかえまちにちようめ 迎町二丁目5-1	35-5739
	グループホームアスカ2号館	ふるしるまち 古城町2354-1	35-5739
	グループホーム おおぞら荘A・B	ほんのまち 本野町991-1	34-1877
	だいにたいざんそう 第二泰山荘	せんだんまちにちようめ 千反町二丁目13-18-1	33-4205
	絆3	こうごばらまち 高小原町1909-1	80-4311
	絆4	こうごばらまち 高小原町1909-2	80-4311
	グループホーム すいれん	ながいかりまち 永碓町955-5	31-7440
	グループホーム 一歩	こがななまち ろーさ こがななまち 古閑中町945 Rosa古閑中町I	80-3342
	絆、絆2	こがななまち 古閑中町1101-3	80-4311
	サンマッシュ館	こうずけまち 上野町3889-1	31-6886
	グループホーム あかり	こうげにしまち 高下西町1760	35-1160
	グループホームながしよ 一、五号館	ひらやましんまち 平山新町4514-3	45-9889
	グループホームながしよ 二、六号館	ぶいわらしもまち 豊原下町4370-2	45-9889
	グループホームながしよ 三号館	ぶいわらななまち 豊原中町2347-1	45-9889
	グループホーム水田	ぐんちくいちばんちよう 郡築一番町233-3	46-5770
	ほのぼの荘	ぐんちくいちばんちよう 郡築一番町203-15	37-0112
	ほのぼのハイツ	ぐんちくいちばんちよう 郡築一番町203-15	37-0112
	グループホーム 二見の里	ふたみほんまち 二見本町986-9	38-9181
	わおん八代	あまがえまち 海士江町2327-3	62-8076
	わおん八代2号館	まつえまち 松江町318	62-8076
	わおん八代3号館	まつえまち 松江町286-1	62-8076
	グループホームにちか	せんちようまち こがで 千丁町古閑出2112-4	080-8385-4703
	ソーシャルインクルーホーム八代日置町	ひおきまち 日置町99-1	32-1021
スターホームYATSUSHIRO	たかしままち 高島町4228-8	45-9132	
たんぼぼ荘、なずな荘、ひまわり荘	ひかわちようみやほら 氷川町宮原1116	62-4081	

しせつ れんらくさきいちらん  
施設の連絡先一覧



しょうがいじつうしよしえんじぎょうしよ じぎょうしよ  
障害児通所支援事業所・タイムケア事業所

事業所名	所在地	電話	児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問支援	タイムケア
児童発達支援センター のぞみ	にしまつえじょうまち 西松江城町2-17	35-4766	○	○	○	
西小路プロダクツ	にしまつえじょうまち 西松江城町6-5	62-8206	○	○		
おおきな木	ほんまちさんちようめ 本町三丁目3-13	37-8600		○		
2ndさくら	おおむらまち 大村町570-1	35-2222	○	○		○
ことばの教室そらまめキッズ八代	おおむらまち 大村町800-8	080-7000-8893	○			
児童発達支援事業所 わっこ	うやなぎかみまち 植柳上町683-17	35-1201	○		○	
パステール八代	せんだんまちいちちようめ 千反町一丁目10-28	43-0358	○	○		
しらぬい児童デイサービス	こうごばらまち 高小原町1507-1	34-1002	○			
発達支援事業所 しらぬい	こうごばらまち 高小原町1476	62-8890		○		○
放課後デイサービス しらぬい	こうごばらまち 高小原町1476-2	39-7788		○		
放課後デイサービス みらい	こうごばらまち 高小原町1476-2	45-5222		○		
児童発達支援事業所 ぷくぷく	たなかにしまち 田中西町16-2	30-7070	○	○		
児童発達支援事業所 第一ぷくぷく	たなかひかしまち 田中東町7-4	34-6060	○	○	○	○
児童発達支援事業所 第二ぷくぷく	こがなかもち 古閑中町2366-1	32-8080	○	○		○
児童発達支援事業所 さくら	こうげにしまち 高下西町1760	35-7011		○	○	○
ゆいまーる	(ふくしステーション千の穂内)	35-1187	○	○		○
ほのか	こうげにしまち 高下西町1760	33-8090		○		○
こころ事業所	ぶいらしもまち 豊原下町3325-1	30-0556		○	○	
NPO法人 とら太の会	みょうけんまち 妙見町2377-3	30-0701				○
ももの樹	ひなぐたけのうちまち 日奈久竹ノ内町3049	43-6600	○	○		
ドリーム華琉	かがみまちかいず 鏡町貝洲288-2	37-8000	○	○		○
ドリーム翼	かがみまちかいず 鏡町貝洲290	37-8260		○		
キッズ さきたま	かがみまちのざき 鏡町野崎217-1	37-8373	○	○		○
自立サポートセンターつばみ	たけはらまち 竹原町1569-8	33-6906	○	○		
氷川学園児童デイサービス事業所 風楽	ひかわちようみやはら 氷川町宮原1167-2	62-4081	○	○		

# くまもとけん 熊本県の「ヘルプカード」



## ヘルプカードとは？

内部障がいや発達障がい、難病の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのものです。

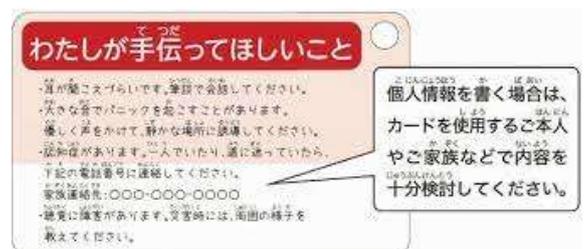
## どこでもらえるの？

八代市内では、八代市役所障がい者支援課及び県南広域本部福祉課で無料配布しています。また、印刷用データをダウンロードし、印刷して自分で作ることもできます。

## どうやって使うの？

市販の名札ケースに入れて首から下げたり、ストラップを使ってバッグなどにつけるなど、周囲から見えやすい箇所につけて携行してください。また、カードの裏面には御自身の症状や支援して欲しいことなどを自由に書き込むことができます。

何を書いていいかわからない場合は、記入例や市販のラベルシートに印刷して使えるサンプルデータが熊本県のホームページに掲載されています。



くまもとけん  
熊本県 ヘルプカード で検索

相談内容	官公署名	所在地	電話番号
障がい福祉サービス	八代市障がい者支援課 認定給付係	松江城町1-25	(35) 0294
障がい者手帳・自立支援医療・障がい者手当等	八代市障がい者支援課 生活支援係	松江城町1-25	(33) 5110
障がい者虐待	八代市障がい者虐待防止センター	松江城町1-25	(35) 0294
児童福祉	八代市こども家庭支援課	松江城町1-25	(37) 6800
児童福祉・児童虐待・療育手帳の判定	熊本県八代児童相談所	西片町1660	(33) 3247 ※時間外 (32) 4426
児への関わり方・発達等	児童発達支援センター のぞみ	西松江城町2-17	080-1782-3664
健康相談 (主に成人の方)	八代市保健センター	高下西町1726-5	(32) 7200
健康相談 (主にお子さん)	八代市健康推進課	松江城町1-25	(33) 5116
健康相談 (どなたでも)	八代市鏡保健センター	鏡町内田453-1	(52) 5277
難病	熊本県八代保健所	西片町1660	(33) 3229
手帳の判定・補装具の判定	熊本県福祉総合相談所	熊本市東区長嶺南2-3-3	096 (381) 4411
就学	八代市教育委員会学校教育課	松江城町1-25	(33) 6133
	八代市立八代支援学校	高島町1-6	(32) 3251
国民年金	八代市国保ねんきん課	松江城町1-25	(33) 4105
厚生年金	八代年金事務所	萩原町二丁目11-41	(35) 6123
住民税	八代市市民税課	松江城町1-25	(33) 4107
所得税	八代税務署	花園町16-2	(32) 3141
求職	ハローワーク八代	清水町1-34	(31) 8609
	熊本県南部障害者就業・生活支援センター 結	萩原町二丁目7-2	(35) 3313
介護保険	八代市介護保険課	松江城町1-25	(32) 1175
高齢者支援	八代市高齢者支援課	松江城町1-25	(33) 4436
生活保護	八代市生活援護課	松江城町1-25	(33) 8722
地域福祉	八代市健康福祉政策課	松江城町1-25	(33) 4003
権利擁護・民生委員	八代市社会福祉協議会	本町一丁目9-14	(62) 8228

八代市障がい福祉ガイドブック

発行 令和8年4月 八代市

編集 八代市 障がい者支援課

〒866-8601 八代市松江城町1-25

TEL 0965-35-0294 / 0965-33-5110 FAX 0965-33-8983

メール syofuku@city.yatsushiro.lg.jp